

# 会議録

平成 27 年 8 月 24 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 6 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 30 分～午後 3 時 45 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから第 6 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

先ほど、臨時議会でも議長から挨拶がありましたとおり、お盆、お祭り等皆さん大変お疲れのところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

9 月定例前の最後の常任委員会となりますので、調査事項については、漏れなく皆様には忌憚な意見をいただきたいと思えます。

### 2. 調査事項

#### (1) <建設水道課>

##### ・今後の水道事業計画について

**平野委員長** 早速ではございますが現地視察、浄水場の調査に行きたいと思えますので、現地視察の間、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 10 時 30 分**

**再開 午前 11 時 18 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆様、改めまして現地視察お付き添いご苦労様でした。

ただいま現地視察に行きまして、現場でのいろいろな質問があろうかと思えますが、先

に現地を見ていただいていた質問があれば受けますが、どなたかございますか。

現場である程度、聞きましたか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、建設水道課の今後の水道事業計画についてを引き続き説明していただきたいと思えます。

若山課長。

**若山建設水道課長** 現地調査、ありがとうございました。

引き続き、資料に基づきまして今後の水道事業の展開につきまして、説明をしたいと思えます。

引き続き、担当の主査、木本のほうから説明をさせます。

**平野委員長** 木本(邦)主査。

**木本(邦)主査** 担当の木本です。改めまして、よろしく申し上げます。

本日、お手元の資料の1ページの内容で、浄水場の概要についてご説明しました。このあと、水道事業の全体評価業務の関係についてご説明しますので、資料の2ページをお開きください。

水道事業では事業全体を評価しまして、課題を抽出した上で、これらの課題を解決するための方策を立案することを目的としました、水道事業の全体評価業務委託を平成26年度に民間事業者へ委託しました。この民間委託業務の中で、専門的知見から客観的な評価をいただきまして、およそ今後10年程度の中長期的な視点に立った事業運営について評価を行っていただいたものです。この評価を受けまして、今後の課題や解決の方向性を検討した結果の概要について、次ページ以降に記載しておりますのでご説明いたします。

3ページをお開きください。3ページは、経営状況の現況についてです。

図2の1は、収益的収支における平成21年度から25年度の給水収益と純利益・純損失をグラフ化したものです。人口減少に伴いまして、給水収益が減少し、収益的収支において純損失が発生しております。平成23年度と25年度については、中央通の改良によりまして現金の支出を伴わない、資産減耗費が発生したことから、1,700万円から2,300万円程度の純損失となっております。

その次に図2の2は、供給単価と給水原価についてまとめたものです。供給単価については、水道水1m<sup>3</sup>あたりの収入額、給水原価については、水道水1m<sup>3</sup>あたりの製造コストとなっております。供給単価・給水原価ともに、類似団体と比較しても高い状況となっております。

4ページをお開きください。次に図2の3は、管内の事業体と供給単価・給水原価について比較したものです。この場合においても、供給単価・給水原価とも1m<sup>3</sup>あたり300円を超えまして、管内の事業体と比較して高い水準となっております。

次に、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの費用です。5ページをお開きください。

5ページの図2の4をご覧ください。全国や類似団体と比較しまして、損益勘定の職員数が多いことにより給与費が高くなっています。それから、支払利息は平成12年頃までに行った道路改良に伴う移設事業ですとか、補助事業により改良を行った借入額に対するものが多くなっております。また、減価償却費が全国値に比べ高くなっております。

6ページをお開きください。6ページは、平成20年度から25年度の資本的収支状況です。

表の2の1をご覧ください。企業債の借入については、主に道道などの改良に伴う移設事業によるものでございます。建設改良費自体は、各年度で大きく異なっております。これは、平成22年度から23年度において北海道新幹線建設に伴う水道管の移設事業量が多かったためです。

次に、図2の5をご御覧ください。図2の5は、既に借入を行っている企業債の償還計画です。平成17年度に償還のピークを迎えまして、そのあとは単独での改良事業を抑制したことから減少傾向にありましたが、現在は平成35年度まで若干の増加傾向にあります。

7ページをお開きください。次に、人口予測から水需要の推計を行った結果です。人口予測は、コーホート要因法の手法を用いて推計しました。使用するデータにつきましては、人口問題研究所が公表しました平成22年度の市町村別仮定値を基に算出しております。平成26年度の推計値であることから、この時点では水道事業独自の値として算出していることをご了承ください。

8ページをご覧ください。8ページは、人口予測の結果から水需要の推計を行いました結果の要旨については次のとおりです。

はじめに人口ですが、人口としましては、平成36年では約3,600人となり、平成25年度と比較すると1,050人の減少となりました。

次に、水量です。有収水量は、道営住宅の建設ですとか観光交流センターの開発人口、それから吉堀地区の飲雑用水施設の統合などを考慮して平成25年度と比べますと、平成36年には1日あたり209 $\text{m}^3$ 減少する結果となっております。1日の平均給水量ですけれども、平成25年度と比べますと394 $\text{m}^3$ 減少する結果となりまして、1日の最大給水量については25年度と比べ、503 $\text{m}^3$ 減少する結果となりました。

次に、9ページをお開きください。9ページは、各施設の機能診断・劣化診断の結果から課題を重要度別に整理したものです。はじめに本日、実際に見ていただいた中野川水系の課題です。表の4の1のとおり、重要度の高いものとして、自家発電設備ですとか高濁度原水への対応、それから沈澱池の構造などについて診断結果が出されております。重要度の高いものについては、以上です。

10ページお開きください。10ページは次に、亀川水系におけるハード面の課題です。表4の2では重要度の高いものとして、表流水の取水施設の状況、それから降雨時、雨の降った場合の浄水場の切替、それからクリプトスポリジウムと呼ばれる原虫生物の課題が示されております。

次に、管路施設です。水道管については、表の4の3をご覧ください。当町の水道管は全延長で約80 $\text{km}$ ありますけれども、そのうち約24%が耐用年数の40年を経過しております。このことについては、全国的に見ても同じような状況になってきておりまして、現在全国約60万 $\text{km}$ の管路のうち、約27%の16万 $\text{km}$ が耐用年数を経過している状況となっております。

11ページをお開きください。11ページは、ソフト面の課題です。ソフト面におきましては、収益的収支における純損失の発生が挙げられます。また、給水人口が5,000人を下回っておりますので、現在の上水道事業から簡易水道事業への移行が提案されております。簡易水道事業なのですけれども、5,000人以下の給水人口に対して認可をされる事業でして、上水道事業に比べまして施設改良の国庫補助のメニューが豊富となっております。仮

に認可変更するとなると、水源の種別変更ですとか浄水方法の変更など大きな課題をクリアしなければなりませんけれども、建設改良における収入の面を考えた場合は、単に増額となります。ただ、厚労省をはじめとしました国の流れとしましては、簡易水道事業の料金を含めた上水道への移行ですとか、国庫補助メニューの縮小化などが今後予想される面もありますので、慎重な検討が必要と考えております。

12 ページをご覧ください。12 ページは、前表で抽出した課題に対する取り組みです。はじめにハード面です。図の 5 の 1 をご覧ください。

木古内町には現在、きょうご御覧いただいた中野川水系と亀川水系の 2 系統の浄水場があります。中野川水系の浄水場ですけれども、全配水量の約 95 % を賄っておりまして、こちらの機能が停止すると大規模な断水となってしまいます。このことから、施設の安全性ですとか管理性を向上させるための事業を実施していくこととしまして、これを最重要事項としたいと考えております。

亀川水系の浄水場は、全体配水量の 5 % 未満でして、現状の管理においても雨が降った場合は停止しまして、中野川水系からの通水を行っております。また、施設の経年化等課題も多いために、今後の方向性としてしましては、亀川浄水場を廃止し、木古内浄水場へ統合する方向で考えております。ただここで、亀川水系の配水池を廃止してしまいますと、配水拠点の分散化の考えから好ましくないと考えておりまして、亀川水系配水池については、例えば札苅地区から泉沢地区周辺に、新たに配水可能な位置に変更または更新移設をしたいと考えております。

管路施設の更新は先ほど申しましたとおり、施設量が多いために資産管理の関係を導入しまして、更新の平準化などを行って、重要度とか当然優先度を踏まえた更新計画立案が必要となってくるなど考えております。

13 ページをお開きください。

13 ページは、次にソフト面です。経営の観点からは、今後、給水収益が減少することや多くの事業を行っていく必要がありますので、水道事業を運営していくための資金をどのように調達していくのが重要になってきます。このことについては、他会計からの繰入ですとか、国庫補助金等について模索することが提案されております。

次に、14 ページをお開きください。14 ページは、これまでの施設における機能診断ですとか推計から、財政収支についてのシミュレーションを行いました。平成 34 年度までの推計を 15 ページの A 3 の表において整理しております。

15 ページの表における収益的収支の結果を示したものが、14 ページの図 6 の 1 です。図 6 の 1 は、収益的収支における給水収益と純利益・純損失の状況です。給水収益の減少によりまして、各年度において純損失が生じていく推計となっております。

次に、流動資産である現金預金の推計結果です。下の図 6 の 2 をご覧ください。

平成 21 年頃から増額となってきました現金預金ですが、平成 29 年頃をピークに再び減少していく見込みとなっております。また、図 6 の 2 のタイトルについては、内部留保資金となっておりますけれども、青の棒グラフで示している値は、流動資産である現金預金のみであることをご了承ください。

次に、16 ページをお開きください。16 ページは、今後、現状よりも加速化ですとか、また新たに考えられる主な課題を改めて列挙しました。まず、経営面です。経営面につきま

しては、人口減少・節水機器の普及による給水収益の減の影響を受けるために、財源の確保をどのように行っていくかが課題となってきます。

次に、施設面です。施設面におきましては、昭和53年度建造の先ほどご覧になっていた木古内浄水場における施設の老朽化、それから管路施設における更新ですとか耐震化、それから水源の局地的豪雨による高濁度原水ですとか、汚染リスクの増大が挙げられるかと思えます。

資料については、以上でございます。

**平野委員長** 木本（邦）主査、お疲れ様でした。

ただいま、説明を終えましたので、委員の皆様からは質問を受けたいと思います。たくさんあると思いますので、質問については簡潔にわかりやすくお願いします。

新井田委員。

**新井田委員** 資料に基づいた中で、ちょっとお聞きしたい部分があります。

この13ページのソフト面ということで、人口減に対する今後の見方とかというような内容がちょっと記載されている中で、たまたまこの簡易水道事業という言葉が出てくるのですけれども、やはりこの人口減の中で、いままでの水道業の生い立ちというか収支の部分を含めて鑑みて見ると、やはりいまいまの状況ですと、この簡易水道事業が可能だと。なお且つ、特別交付税云々ということで、いろんなメリットがあるのだよというようなちょっと訴え方をしているのですけれども、この辺は行政としてどんなふうにならざるかとちょっとお考えになっているか。やはり個人的には、いろんな収支の状況を見た中で、相当やはりこれからも当然人口減も含めた中で、非常にまた無理を強いられるというような状況にあるのかなというようにちょっと判断をしているのですけれども、こういう部分をやはり切り替え。80 kmも及ぶ旧施設の問題も含めて総合的に考えるならば、やはりこの辺をちょっと視野に入れていくべきなのかなとそんなふうにならざるかとちょっと考えるのですけれども、この辺ちょっと答弁をお願いします。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 先ほどの説明にもありましたとおり、現在木古内町は上水道事業ということで進めておまして、給水人口が5,000人を下回っている事業者にとっては、簡易水道への移行もできなくはないという現在の制度になっていますけれども。先ほども説明したとおり、まず簡易水道には認可変更が伴ってきますし、例えば上水のやり方ですとか取水の方法ですとか水源の確保ですとか、単に事業が魅力があるから簡易水道に単純に切り替えられるという制度ではなくて、簡易水道にするためにこういうことをやっていくために簡易水道化を図ることで国庫補助を受けられるというふうな流れになっていますので、安易には変更はできないのですけれども、今後先ほど木本から申したとおり、例えば亀川を廃止するにあたっては、ただしリスクが伴いますから浄水場は廃止するけれども、泉沢・釜谷地区にこちらから水を送って出るための配水池を設けるですとか、新たな水源。例えば、釜谷地区に井戸を掘るとかそういう様々な事業を計画を盛り込んで、それが認められて簡易水道事業になるのかなということになっていますけれども、先ほどから申しているとおり、まだ現在は制度は残っているものの、この1・2年、2・3年、厚生労働省のほうからもいま現在過渡期にある中で、先のごことはあまりわからないといういま現在の状況ではあります。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 言っていることは、理解はできます。総じてやはり一つの事業ですから、ある意味では収支を鑑みた時にやはり赤字をしてやるということは、行政だからできるとかというそういう考えはやはり今後考えないほうがいいと思うのです。いずれにしてもそういう部分を見た中で、行政としても人口減を踏まえた中で、こういうことをきちんとやっていくと。やっていくことによって、こういうメリットがあるのだという部分をやはりきちんとお示しをしていただいて、いつも何か国の政策云々あるいは道の政策云々というのですけれども、やはり我が町としての現状を踏まえた中で、いろんな国の政策も捉えながら、これが一番例えば中長期的に見た中で、一番我が町としてもいいのだというそういう解決策をきちんとやはり見据えていただきたい。この辺をちょっと言いたいのです。だから、過程は十二分理解はできます。一気にそうなれといっても難しい話のとおり私も不安を持っていますが、要は先が軌道に乗るか乗らないかというのはやはり行政の皆さんの手腕にかかっているわけですから、その辺をやはり見据えた形で事業展開をしていただきたいとそんなふうに思います。

**平野委員長** たったいま新井田委員からも出たとおり、今後については人口減少、それから様々な施設の老朽化とお金がかかるという難題が抱えている水道事業でございますが、ここでソフト面で書いているとおり、「簡易水道にすることによって補助金を受けられる」。補助金を受けられるというのがメインだというふうに私は捉えているのですけれども、あるいはこのソフト面13ページに書いているように、他会計から繰り入れをすると。要は、よそからお金を引っ張ってやりくりをしようということがどうも注視されたような文言に見えるのですけれども、4ページ・5ページに記載された現状の経営状況について、例えば木古内町が他市町と比べてあるいは類似団体と比べて、これだけの経営の人件費が多くかかっているのだよとかいう部分については、分析としてはデータを見ればわかります。この部分についての今後の検討と言いますか、木古内町の水道事業についている類似団体に近づけるためにどういう努力をしていくとかそういう見解は特に説明はなかったと思うのですけれども、その辺についてはどのような考えでいらっしゃいますか。

若山課長。

**若山建設水道課長** 現在の水道事業に関わる職員なのですけれども、私とそれから総係費として2名、それと配水及び給水費として2名、計5名が水道事業に携わっているという格好を取らせていただいております。ご存じのとおり、私の給料ですとか総係費のうちの70%ほど一般会計のほうから補てんしてもらいながら運営はしております。実際この人件費の占める割合が補てんはしてもらっているものの、全体費用の中では人件費を占める割合が非常に高い状況になっています。実際のところどこまでいけばいいのだとなると、例えば水道事業に関わる人件費が2名とか2.5名という言い方はおかしいけれども、その程度の費用で水道事業が経営できれば、ある程度の経営的にはなっていくのですけれども、なかなかその分なっていない状況です。

類似団体のほうで、例えば5ページとかあるいは4ページの近隣町村とかと比較をするとうちが高くなっているのですけれども、実際よその町でも水道事業に携わる人間は2人とか3人という貼り付けの中で、例えば私のような立場の人間、あるいは総係費の立場の人間に対して、実は水道事業で費用を持たない、一般会計のほうで最初から手当てをして

いると。表面上は出てこないというのは実際のところはある、そういう面でちょっと一概にこの表でいくとすごい費用がかかっているのですけれども、そういう見た目上の際はいま言ったような話でも少しはカバーができるのかなというのはあるのですけれども。ただやはり、うちのほう申し上げているとおり、昭和12年から共用をはじめって管路も80kmで、当時は1万3,000人とかあるいはそのあとでも9,000人の供給人口とかということでも経営をしていますので、そのハード面でのいまハード面を潰すわけにはいかないのですけれども、管路の延長ですとか上水システムとか、その辺のものが実際のところ必要以上に大きいものを抱えているというのは、正直なところはある状況です。

**平野委員長** わかりました。我々は、この資料を基に単純に比べるものですから、他団体については人件費の一般のほうで分けているので、一概にこのデータは見られない説明についてはわかりました。

そうしますと、給水原価ですよ。給水原価も木古内町がドンと比較的高いというのはこの辺については改善できるのか、あるいは他市町の掲示の仕方がまた違うのかということについては、何かありますか。単純に人口がどんどん減っていく、人口に対しての給水が減っていきますから、当然単価は上がっていくとは思いますが、この木古内だけが突出して高いというのはどういう理由・分析をされているのでしょうか。

木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 給水原価のほうですけれども、この給水原価は総費用を料金の対象のあとには有収水量で割り返して出される数字になっておりまして、当然ながら総費用の中に先ほど言いました5人の職員分の給与費等が含まれております。総費用の中のいま言われている人件費が例えばなくなれますと、それ相応の給水原価の低下自体は考えられるかなというふうに思います。

**平野委員長** 単純に給与費も含めた全体の費用から割返しているから、当然高くなっているということなのですよ。取りあえず資料についての説明はわかりました。

ほかの委員から質疑を受けます。

吉田委員。

**吉田委員** 水道事業につきましては、平成18年に水道料金の改定がありましたよね。そして、その時に特別委員会でも揉めまして、そしていまに至って、いまの15ページのシミュレーションが出てきているわけです。その以降にも水道はやはりいろいろな観点の中で、注視して見てきました。その間に下水道の供給もはじまったりして、新幹線絡みの工事も入ってきて業者さんが入ってくるのでということで、何とかここまでやってきたのかなと気がしています。それは、原課も含めて一生懸命な結果を出してきたなど。ただ、今回の15ページを見ますと、平成28年から残念なことに利益の部分はそのまま今度赤字になると。先ほど説明にありましたように、もう既に耐用年数を越えた水道管、これは40年以上。この部分がすごい心配になってくるわけなのですよ。そして、木古内町はどうみてもやはり管が詰まりやすいというのが出てきて、早急にこの部分を今度改修していかなければならない。それで、いまの簡易事業になった場合に、こういうものがどういうふうになってくるのか。簡易水道事業という水道事業の中身が、ただ単に文章で出ているのですけれども、実際にそれになった時にそれらを解決していく手立てがあるのかそういう問題が出てくるのですよね。確かに人口が減って行って、たぶんこのままでいくとさらに平成18年の

特別委員会では、ある程度の金額を上げておいたのだけれども、「何とか企業努力の中でこの水準でやっていきましょう」ということで解決したのです。ただし、それも新幹線が開業するまでという形の中でやってきて、今後の見通しとして大変やはり注視しなければならないというのがありますので、シミュレーションも出ているので、この辺の考え方がどうなるのかというのが、ここで原課に聞いてもなかなかあれなのですけれども。ここら辺、先ほどの簡易水道がすごい私もいま引っかかっているんで、この部門でどういうふうに展開ができるのかなというのをわかっている部分だけでいいですから、ちょっと説明をお願いします。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 平成 18 年に料金の改定をさせていただいた際には、私どものほうからは当時 1 t 200 円のを 260 円に 30 % 値上げしたいということからスタートして、委員会を通じていろいろ相談をさせていただいた中で、15 % の 230 円を基本に当時進んで、その時点で今後の人口動態ですとか今後の新幹線とかを見据えた中で、さらなる料金改定が必要な場合はまた検討しようという注釈が付いていたかと思います。その後、そのままの状態です。いまに至っているわけですが、そのあとやはりどうしても平成 23 年くらいの状態で、北海道の中でも 10 t 当たりの単価を比較しますと上から 12 番くらいという中で、やはりよそから来ていただいたお客さんあるいは住んでいただいたかたが「木古内は水道が高いのですね」というご意見とかもある中で、ごみ料金もそうなのですから、なかなか値上げという形にはならず、我々としてはできる限りのことで努力してきた中で、進めてきております。

おっしゃられるとおり、新幹線の関連の付け替え工事ですとかそれに伴った水道管の移設費用とかも負担をしていただきながらいまに至っています。心配される老朽管についても、そういう事業に絡んできた時には、新しい管には更新していつているのですけれども、どうしても古いままの管であればある程度そのまま存続をしながら弱い箇所については随時直していかなければならないのですけれども、なかなか実現に伴っていないという現実があります。

簡易水道にもしいった場合に、その辺について更新について、その補助のメニューもそれに乗られるのかどうかを含めて、ちょっと私もまだ知識が不足している段階で、その辺も合わせて今後の検討課題というふうに取り組んでいきたいというふうを考えております。

**平野委員長** これだけ人口減少が進んで、諸経費はさらにかかっているって、当然会計として苦しくなっていくというのは、誰が見ても当たり前の話で、その辺はやはり木古内町のいま最重要課題である人口減対策を取り込んで、少しでもこの人口減を歯止めをかけることによって、水道会計も何とか持ちこたえていけるのかなという思いはあります。

それと、先ほどからやはりお金を何とかこの簡易水道にすることによって国庫補助を受けられる、あるいは他会計からという部分ばかりちょっと見受けられるのですけれども、この水道事業としての自己努力と言いますか経費の節約についても精一杯頑張っておられると思いますけれども、よく聞くのは町の声で「亀川のお水がおいしい」と。本当かどうかはわかりませんが。雨の日には留められると木古内からくると、「どうも水がおいしくない」というような声が町民から聞こえることがあるのです。よその町から来られた



人は、「木古内の水がおいしい」だとか逆に「木古内の水がおいしくない」とそういうデータと言いますか実際のところ、おいしい・おいしくないの定義はどこなのかはわかりませんが、木古内の水は実際どうなのだという部分はいま現在ではわかっている部分はございますか。

木本（邦）主査。

**木本(邦)主査** 味覚ですね。水道水の味に対する考え方なのですけれども、水道事業者としては当然水質検査ということで毎月、それから年間に必ず1回は51項目の全項目検査ということで行うのですが、その中で水道水のアルカリ度PHですとか、それから若干の蒸発残留物というもの。その辺が味に対しては影響してくるのですけれども、水質検査の中ではその辺の値については、他町村と比較しても遜色ない数値になっております。およそ同じ同レベルの数値ということです。

**平野委員長** 例えば、ここにもある今度の課題ということで、節水機器とも書いてありますけれども、いまの若い人は水道水を飲まないのですよね、ほぼ。自宅に飲料水の機械を設置したり、あるいはどこの店でもペットボトルの水を売っていますから、それを飲むのが風習になっているのですけれども、例えば水質検査をきちんとしてデータを基に木古内の水はどこの町よりもおいしいという何かこういう宣伝みたいなのをやればもう少し給水量は上がったりはしないですか。どうでしょうか。

若山課長。

**若山建設水道課長** いま木本が申したとおり、他町よりおいしいと言い張れるだけの水ではないというふうに考えています。飲んでほしいのですけれども、そこで何かアピールする宣伝があればいいのですけれども、いま言ったように数値的には突出したものがありません。無難な水という形になっちゃうのですけれども、それでおっしゃられるように、亀川は例えば水源地が中の川よりは岩とか玉砂利が多くて、もしかしたら原水が綺麗な分おいしさにつながっているかもしれませんが、中の川は若干下流に出水していますからそういう面の影響があるかもしれませんが、ただこれをどこでおいしいのかおいしくないかという判断はなかなかできなくて、我々とすれば水道事業という中で、安心はお届けできるけれども、おいしいというのはなかなか厳しいのかなと。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 縷々、皆さんから出された意見と競合するのですけれども、きょう副町長もいますので、このコンサルのデータを含めた方向性についても示して、「こうしなさい」という部分までないのですけれども、ただやはり皆さんから出されている人口減少。当然そうすれば給水人口が減るわけだから、このまま上水でどうなのだという部分については、やはり簡水に移行するならするような政策的なやはり判断もそろそろする時期ではないかなというふうに思うのです。それで、はっきりそこで簡水になることになることによって企業会計でもなくなる。一般会計になるわけだから、そういうこととの比較を含めて、やはりきちんと何年後を目標に簡水以降。そのことよってのメリット・デメリットも含めて、やはりもう少しコンサルだけの資料ではなくて、庁舎内の分析もやはり出す必要があるだろうというふうに思っています。この辺副町長、どうなのでしょう。簡水に向けた方向性。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 委員がお尋ねの簡易水道の件です。昨年、このコンサルに委託をしまして、

現状分析等をした背景というのは、やはり水道事業をどう今後経営していくかということの観点で実施をしているわけですので、そういった中で、出てきた新たな視点が簡易水道ということでございます。もちろん国のほうでは、上水事業に移行をする上水事業がまず優先的にやる事業ですよということで進んでいるわけですが、現在のように人口減少が進んでいる中で、5,000人を割るといふ地域がこれからは木古内だけではなくて、よその地域でも出てくるかと思えます。そういった中では、水道事業者が運営主体である町が簡水を選択していくということもこれありだといふふうに思っておりますので、このところについてはきょう皆さんにコンサルの結果をお示ししていますが、町としての方向性というのはまだ私と担当課の間で話をしている程度にすぎませんので、今後水道事業の方向を決めていくような会議を設置していかなければいけないのかなといふふうに思っています。もちろんメリットが多いということでは、そのことを検討しないということにはなりませんので、もう少し積極的な簡易水道事業に対する内容で、最初に言いましたように上水ということで国が進んでいる中で、規模等が5,000人を割っているということだけで、じゃあ簡水に移行できるのか。そこについてもまだ結論をもらっていないのですよ。そこも検討していきますし、またお尋ねのとおり企業会計なのか一般会計なのか。簡水にしても企業ということもあり得ますし、企業会計として運営していく以上は、やはり独立採算制を追求していきますし、その中でこれまでいままでの上水事業で企業会計ということで運営していった中では、職員の人件費の水道事業会計で負担する比率も変えたりしながら、そこは経営が安定するような状況を見出してきましたので、さらにきょうの話の中にもありました人件費です。ほかの町が2人程度、3人程度で住まわせているところをうちは5人です。5人ですが全額、満額じゃなくて課長は3割分の負担でというようなそんなことでやっていっているわけですから、そこも含めてしっかりと検討してまいりたいといふふうに思っております。ずっと担当のほうで話をしていますが、値上げありきということでは進める考えはございませんので、しっかりとその点については議員の皆さんと議論をしながら進めてまいりたいといふふうに思っております。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 12 時 00 分

**再開** 午後 12 時 00 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員。

**竹田委員** いま副町長から答弁があったように、庁舎内の検討会といふか協議会。これを立ち上げる中で随時、議会のほうにも状況をこういう事務調査の中で報告をいただいて、やはり木古内町が財政的にも水道事業としても健全な方向にやはり向かうべきだろうといふふうに思いますので、一つよろしくお願ひしたいと思えます。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** シンプルに質問をさせていただきます。

まず1点目が、平成26年度から27年度こちらの人件費がマイナス約600万円になっています。こちらの確認の意味でこちらの質問と、二つ目が万が一水不足となった場合のり

スク。地域柄、いままで水不足ということはなかなかなかったと思うのですけれども、世界的にも将来的な懸念される部分がありますので、現時点の対応策とリスクをお願いいたします。

あと、先ほどの味についてなのですけれども、これと関連していまの施設が大変 37 年で古いということもありまして、今後まだ町として簡易水道事業に移すかどうかという部分でまだ決まっていないということですが、いままでにない発想を一つ。例えば、利益を作るという部分も考えてみてはどうかと思いました。例えば、現状の施設は古いのですが、例えば簡易水道事業が万一スタートさせてもらった時には、北海道木古内町の水という形でペットボトルを売って、そこで利益を確保すると。その部分で赤字にならずに事業を継続できるというそういうほかに利益を確保することも検討しなければならないかなと思っております。

4 点目が、新道のニュータウンこちら関連する話になるのかなと思うのですけれども、新しいニュータウンのほうで水道管がまだないというような話も聞いていたのですけれども、こちらのほうもちょっと教えていただければと思います。以上、4 点です。

**平野委員長** 4 点についての答弁をお願いします。

若山課長。

**若山建設水道課長** まず、26 から 27 年に対しての人員費ですが、26 年度末で 1 人職員が退職されたことによる減額となっています。

それから、水不足のリスクということで、いま現在は特に感じておりません。それで、もし先ほどから提案している亀川浄水場を廃止した場合に、こちら配水池が中野地区だけになってしまうという部分では、やはりリスクは分散していたほうが良いと思いますので、その際は先ほどから申しているとおおり、例えば池だけの配水池だけは残す。新たに作るとかそういったことを考慮しながらリスクの分散を図りたいというふうに考えています。

簡易水道に移行の際、木古内町として水を売る。戦略的にいろんな難しい問題が絡んできて、観光的なものですとか例えばみそぎの舞を造られた時も相当な努力と展開が必要だったと思うのですけれども、ちょっとこの辺についてはいま即答はできかねますので、意見として伺っておきたいと思っております。

新道ニュータウンにつきましては、道路整備した際に水道は布設しております。もし下水道が実はまだ迎えにいけない状況でありますので、下水道のほうとすればまだちょっと整備は未定となっています。

**平野委員長** その他、ございますか。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。4 ページの費用の部分の下のほうに減価償却費が高い、それと外部委託がほかから見て 2 倍もかかるということなのですけれども、木古内の水道事業は何か特殊な事業があってこういうふうに高いのかどうか。何か理由があるのであれば。

**平野委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 減価償却費のほうなのですけれども、主に資産の内訳の中で、先ほど言いました管路です。水道管の延長が 80 k m 程度、当町は現在あります。他町に比較しまして、他町の場合は簡易水道事業を点在させて施設を運営していたものを木古内町は地形の関係上もあって、一つですとか二つの浄水場から全て連結して、皆さんに水道水を供給している

という地理的な特性と言いますかそういった状況が出てきているかと思えます。

**平野委員長** 外部委託については。

木本（邦）主査。

**木本(邦)主査** 外部委託は、委託料の内訳をご説明しますが、収益的収支において1番の委託料の中で突出しているのが、浄水場の管理委託です。年間だいたい360万円程度。これは、夜間と休日は一般の個人のかたに委託をしまして、施設の運転整備は行っていただいておりますけれど、浄水場の警報等が作動した場合に、私ですとか担当にご連絡をいただくという環境整備を含めての委託内容があります。その辺がちょっと影響しているのと、あと水質検査の関係が系統のいま亀川水系と二つありまして、現在200万から250万円程度こちらも水質検査を委託しております。

それから、中身としましては、計装設備関係も当然整備しておりますので、老朽化に伴って設備内の計装のここがちょっと傷んでいますねとかそういった保守のほうの委託です。そちらが年々ちょっと内容として膨らんできているかなというところがございます。

**平野委員長** その他、ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、予定よりも10分ほどお昼を過ぎてしまいました。建設水道課の事務調査を終わりたいと思えます。

昼食のため、午後1時まで暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後12時09分

**再開** 午後1時00分

## （2）＜町民課＞

### ・危険家屋の適正管理に関する取り組み状況について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、ご苦労様です。

早速、調査事項にしたがいまして、説明いただきたいと思えます。

町民課については、危険家屋の適正管理に関する取り組み状況についてということで、別配付の資料が出てございます。ページをめくっていただきますと、(1)番町内における危険家屋の現況についてと、(2)番空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行についてということで、こちら関連がありますので、(1)・(2)続けて説明をいただきます。

吉田課長。

**吉田町民課長** 町民課の吉田です。よろしく願いいたします。

まず資料の1ページのほうをご覧ください。本日の町民課の調査項目は、危険家屋の適正管理に関する取り組み状況についてということで、(1)の町内における危険家屋の現況について、(2)の空や家等対策の推進に関する特別措置法の施行についての2点について説明させていただきたいと思えます。

まず、1点目の町内における危険家屋の現況について説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。このページから18ページまでが、昨年11月17日開催の第5回

総務・経済常任委員会において提出しました木古内町空き家等の実態調査の資料のうち、区分①の倒壊寸前の状態にあったもの、それと区分②の災害時危険な状態であったものの現況に関する資料となっております。

現況を調査するにあたりましては、片桐主査と私の 2 人が現場で今年のこの資料の写真と現況を比較しながら、状態に変化がないかの確認を行っております。

この資料の中ほどの状態のところの欄で、数字がありますけれども、赤い数字で書かれていたり赤い線が引かれているところは、ことしと今年の状態の区分が変わっているところになります。

まず、2 ページの中段の N o. 2 の詳細についてなのですが、これにつきましては後ろのほうの 16 ページをご覧くださいと思います。

ここに、今年の状況と今回の状況との比較が写真で載っております。この中段の写真のとおり、手前側に車庫兼物置らしい建物があります。後ろ側に住宅があります。現在、下段の写真を比較しておわかりのように、車庫の部分の一部が修繕されております。現在、後ろ側の住宅には人が住んでいることを確認しております。このため、現在空き家ではありませんので、今回この対象からは外すしていくことといたします。

2 ページのほうに戻っていただきます。ここで、斜線で②番が消してありますのは、そういう状況であるということからです。

次に、3 ページのほうをお開きください。

上段の N o. 4 につきましては、今年の資料では「春までに解体予定」となっておりますが、実際に解体を終えていることを確認しておりますので、ここも削除となります。

次に少し飛びますが、8 ページの上段のほうになります。N o. 19 です。前回これと一緒に N o. 50 が居住可能な住宅の空き家ということで、登録があったもののその物置が別な住宅とは別に 51 番ということで、災害時危険な状態ということで登載されておりました。ここを調査しましたら現在人が住んでおまして、この物置についても窓に板が貼られていたり、右側にトタンなどが山積みになってあったのですが、それも片付けられているということで、適正に管理されているものと判断して対象から外すことといたします。ここはちょっと線が入っていませんけれども、恐れ入りますけれども 8 ページの上段、N o. 19 の②の数字の削除をお願いいたします。

続きまして、その次のページの下段です。24 番になります。ここににつきましては、②の災害時危険から①の倒壊寸前に区分を変更しております。詳細につきましては、17 ページのほうをご覧ください。上段の正面と中段の左側面については、大きな変化はないように見受けられますけれども、下段の裏側からの写真をご覧ください。これにつきましては、8 月 18 日の強風のあと 8 月 20 日の写真の状況となっております。

続きまして、10 ページのほうに戻っていただきまして、下段の 27 番です。これにつきましても、②の災害時危険から①の倒壊寸前に区分を変更しております。詳細につきましては、18 ページをご覧ください。これが上段が正面の写真になります。その左側の部分を写したのが下段の写真となります。壁板がほとんど残っていない現況です。中段は右側面の写真となっておりますけれども、上のほうの壁板がだいぶはがれておまして、この写真ではちょっとわかりづらいかもしれませんが、裏側については壁が全く残ってい

ない状況にあり、損壊が大変ひどくなってきております。

続きまして、13 ページをご覧ください。13 ページの中段のNo.35 のにつきましては、5 月 17 日に強風で屋根のトタンが落ちてきたということで、隣の家から消防署のほうに通報がありました。それで、消防職員で胴縁や野地板などを使用してトタンを屋根に打ち付けるなど、飛散防止の作業を行っておりまして、当時から見るとかなり危険度が下がってきている状況にあります。

次に、前回調査以降に確認された災害時危険な状態にある家屋を 15 ページに登載しておりますので、ご覧ください。15 ページですけれども、南本町の生協の駐車場裏に 3 軒並んでいる家屋となっております。駐車場側から見て右側が 39 番、真ん中が 40 番、左側が 41 番というふうになっております。39 番につきましては、右側の軒先のトタンが 1 階の部分が剥離している状況であることがわかります。40 番につきましても、正面の外壁がはがれ落ちている状況です。41 番につきましては、正面の軒先が落ちて、外壁も相当はがれ落ちておりまして、老朽化が進んでいる状況にあります。

このほかの家屋等につきましては、いずれも状態区分の変更は行っておりませんが、徐々に老朽化が進んでいたり、あるいは飛散防止の処理を行っているものもございます。今後も定期的に現場を確認し、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、昨年 8 月の常任委員会以降、所有者等の調査があまり進んでおりませんが、今回法律の施行によりまして、これまでより調査がしやすい環境になりましたので、この中でも危険度の高いものから優先順位を決めまして、順に調査を進めて所有者等に対して適正な管理を求めていきたいというふうに考えております。

次に、1 ページのレジュメの (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行についての説明をさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、昨年 11 月 27 日に公布され、ことし 2 月 26 日の一部施行を経て、5 月 26 日に全面施行となっております。

一方、木古内町空き家等の適正管理に関する条例は、この法律に先行して昨年 8 月 1 日の施行となっております。

現在、道内市町村における空き家等の適正管理に関する条例の制定状況につきましては、全 179 市町村中、制定済みの市町村が 40 市町村となっており、渡島管内では函館市、長万部町と当町の 3 市町のみとなっております。

それでは、19 ページのほうをお開きください。19 ページから 21 ページまでの「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「木古内町空き家等の適正管理に関する条例」の対比表で、施行された法律の内容について、当町の条例の内容と比較しながら説明をさせていただきます。なお、この後ろにある 22 ページから 28 ページまでは法律の全文、29 ページから 31 ページまでは条例の全文となっております。適宜、ご覧いただければと思います。

それでは、資料の 19 ページの対比表をご覧ください。枠の中に黒い文字で書いているのが法律の内容、赤い文字が条例の内容となっております。

まず、第 1 条では「法律の目的」を規定しております。法律では、空家の活用促進にもふれておりますけれども、条例では適正管理に関することのみとなっております。

第 2 条では「文言の定義」が規定されております。法律の「特定空家等」の状態は、条例では「管理不全な状態」として規定しております。

第3条の「所有者等の責務」は記載のとおりです。

第4条では、このあとの第6条に出てくる空家等対策計画の作成、空き家対策の実施、その他空き家に関する必要な措置が市町村の責務として規定されております。

第5条では、国が空き家対策の基本方針を定めることが規定されております。

次の20ページのほうをお開きください。

第6条は、先ほど第4条で出ておりました空家等対策計画の作成ができるという規定となっております。この計画の内容につきましては、23ページをお開きください。第6条の第2項で、空家等対策計画において定める事項として、第1号から第9号までが規定されております。第1号では「空き家対策の対象エリア」「対策の対象とする空き家の種類」「空き家対策の基本方針」、第2号では「計画期間」、第3号では「空き家の実態調査について」、第4号では「所有者による空き家の適切な管理の促進について」、第5号では「空き家や空き家の跡地の活用の促進について」、第6号では「特定空き家に対する助言、指導、勧告、命令、代執行といった対策について」、第7号では「住民からの空き家相談への対応について」、第8号では「空き家対策の実施体制について」、第9号では「その他空き家対策の実施に当たり必要なことについて」ということで、以上がこの計画で定める事項となります。

このあと第15条でもご説明しますが、この計画に基づき空家対策等を実施する場合に国等の財政支援等が受けられることになるようですので、当町としましてはこの計画を今後作成していきたいというふうに考えております。

続きまして、20ページに戻っていただきまして、第7条は空家等対策計画の作成等に関する協議会を組織することができるという規定となっております。当町におきましては、協議会は組織せず、既存の空き家等対策連携会議でこの計画の作成を行いたいと考えております。なお、計画作成に当たっては、必要に応じて条例第14条及び15条に規定している関係機関との連携や専門家の意見・助言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

第8条では、都道府県の役割が、情報提供や技術的助言、市町村間の連絡調整などの必要な援助であることが規定されております。

第9条では、この法律の施行のために必要な調査や立入調査ができることが規定されております。当町におきましては、条例施行時よりこのような調査が可能となっております。

第10条では、固定資産税の課税情報の内部利用や他市町村などに所有者等の情報提供を求めることができる旨が謳われております。これにより所有者等の連絡先の調査がこれまで以上に効率的に行えるようになっております。

続きまして、21ページをお開きください。

第11条では、市町村が空き家のデータベースの整備や正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう規定されております。

第12条では、市町村が所有者等に対し、空き家の適切な管理について情報提供や助言、必要な援助を行うことが謳われております。

第13条では、空き家や空き家の跡地の活用等について、市町村が必要な対策を実施することが謳われております。

第14条は、第1項から15項まであり、その中で特定空家等の所有者等に対し、環境保全を図るために必要な措置をとるよう、指導・助言、勧告、命令を段階的に行った後の行政

代執行に至るまでが規定されております。条例におきましても、第7条から第12条までに同様の規定があります。

第15条では、市町村の空家等対策計画に基づく空家等に関する対策について、国及び都道府県が実施費用の補助や交付税制度の拡充等の財政上の措置を講ずること、国及び地方公共団体が必要な税制上の措置を講ずることが謳われております。今後、国や都道府県の財政支援を受けるには、空き家等対策計画の作成が前提となるものと思われまので、この計画を作成し、国や都道府県の動向に柔軟に対応できるよう準備していきたいと考えております。

最後に、ここには掲載しておりませんが、第16条で、措置命令に違反した場合には50万円以下の過料、立入調査を拒んだり妨げるなどした場合には20万円以下の過料に処されることが規定されております。

以上が、空家等対策の推進に関する特別措置法の内容に関する説明となりますが、この法律で、空き家等の対策に関する国と都道府県の役割が明確に規定されたことによりまして、今後、国や道からの財政面やその他の支援を受けやすくなったと考えられます。

当町においては、人口減少と高齢化がさらに進み、このまま行くと空き家がますます増え、その空き家がやがて危険家屋になるということになりますので、それを未然に防ぐためにも、今後は空き家の解体費用の助成や解体した家屋の敷地の固定資産税の減免などによる税負担の激変緩和を行うなどの空き家の増加を防ぐ施策の検討も必要となってきます。

このような現状を踏まえて、今後は空き家等対策計画の作成に取り組み、国や道の財政支援等を受けながら、空き家等対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、この法律が施行されたことによりまして、道内では条例を廃止した自治体が1団体あります。当町としましては、法律に規定のないものとして、条例第4条で町民が管理不全な空き家等の情報を提供できること、また第11条では緊急安全措置ということで、緊急の場合、管理不全な状態を回避するための必要最低限の措置ができることになっていることから、住民生活の安全を守るためにも条例は廃止せず、法律とあわせて今後の空き家等対策を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上です。よろしくお願ひします。

**平野委員長** 説明が一通り、終わりました。

各委員より、質問を受け付けます。

竹田委員。

**竹田委員** 町内の危険家屋の現状については、写真等を含めて前回との比較含めた部分で、上手く整理しているなという感じはします。ただ、そのあとに木古内町として空き家等の適正管理に関する条例制定をし、その後、国の特別措置法で法律ができた。だから、ここですぐうちの条例も作ったばかりですぐどうこうということで、いまの説明からすればうちの条例は廃止をしないでそのまま継続すると。ですから、国の法律に補完するような部分にやはりなさなければだめだと思うのですよね。それいままどうこうでなくてうちに合った、うちもやはり勧告だとか代執行だとかそういう部分、国のほうで謳っているように。そして、それに対する国のほうで財政措置とか交付税なのか補助制度なのかわからないそういう部分。これについてもどうなのでしょう。まだ、いまところ国のほう



の情報が掴めないからなかなかスタート、動きができないのか。ただ、うちの町でない他の市町村の中では、単独で例えば補助制度を条例に乗っけてやっているところもある。そういうところは、逆に国の特別措置法によって財政支援があるそういう部分を見込んで先行しているところもあるように聞いているのですが、そういう部分の情報とやはり空き家の転移と特定空き家。要するに、危険家屋等をやはりどこかで言葉とすれば「空き家、空き家」で言っているからどっちも。「空き家」と言ったら活用のできる利活用できる空き家。それを町とすればどうするのだという部分もこのあとまち課の調査もありますからその中で、人口減少の関連の中で、利活用の関係はたぶん出てくるだろうと思うのですけれども。そこと町民課のほうで押さえているのは、どっちかと言えば現状の中の写真を見てもわかるように、危険家屋特定空き家という定義だというふうに思うのですよね。だから、その辺を空き家活用はまち課でやるのだということでもいいのか、町民課で空き家もやるけれども特定空き家もかかるのですよということなのか。ということと、先ほど前段言った国の法律、そして町の条例制定のほうが先行しているわけだから、その部分を継続する。だけれどもやはり補完的な部分で、改善をしなければならないと。それをしていくのかどうかという部分についての考え。

それと、危険家屋特定空き家の場合も税制措置の関係が国含めた部分の動きでどうなのかという現在わかる部分でお願いします。

**平野委員長** 3点についての質問です。

吉田課長。

**吉田町民課長** まず1点は、活用できる空き家といまの危険家屋の担当の区分につきましては、町民課のほうの所轄部分は危険家屋。管理不全な家屋の所管。活用できる活用化なものにつきましては、まちづくり新幹線課担当となりますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

それと、税制関係の部分なのですけれども、まず固定資産税の住宅用地の特例。これは、200㎡以下の部分が住宅用地になれば6分の1の課税。それを超えたものが3分の1の課税というふうになっているのですけれども、それにつきましては法律あるいは条例に基づいて命令が出された場合には、その部分につきましては軽減をしないというようなことになっております。それは、あくまでも措置をこちらのほうから命令を出さなければ。すみません、勧告です。勧告を出さなければその言明はいまのところはできません。それ以外の情報は、ちょっといまのところ入ってきておりません。税制の部分は以上になります。

あと条例のほうですけれども、確かに先ほどもご説明したとおり、条例と法律で重複している部分がありますので、その辺が今後整理して法律を補完するような形のものに今後変えていきたいと思いますが、もう少し時間をいただきたいと思います。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまの税制の措置の関係、うちの条例では勧告なり代執行まで謳っているのだけれども、絵に描いた餅でない限りは勧告もするし代執行もできる。ただ、やはりそのあとに残った費用の関係だとか前々から議論があるように、そういう問題等もこれありだから、簡単にだから「勧告します、代執行」というわけにはいかないと思うのですけれども、その辺今後国のほうの動きを見ているのか。町とすれば今年度は無理だけど、来年からは例えばいまの特定空き家についてもいろんな動きをしていくという考えなのかどうか

という部分についてちょっと。現段階の見解でいいです。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** いま、まずは代執行に至る段階として指導・助言、そのあとまた期間をおいて勧告。また、さらに期間をおいて命令を段階的に行ったあとに最終的に代執行ということになるのですけれども、まずはこの指導・助言についても所有者を全部把握することからはじまるということで、それがもう既に亡くなっているとか行方不明だとかとなると、相当またこれは時間がかかることになるのです。ただ、今回の法律の施行によりまして、随分その調査が例えば固定資産税のほうから情報をもらえとか、あるいはほかのところに情報提供をいただけるとかというふうに変わっておりますので、その辺を含めて今後取り組んでいきたいとは思っておりますけれども、なかなか簡単に進むことではないということを理解していただければと思います。

**平野委員長** ほかにございますか。

竹田委員。

**竹田委員** うちの協議会は作らないと、対策連携会議で。せっかく協議会を立ち上げないと本質的な問題含めた中で、なかなか前に進まないのではないかというそういう心配はします。せっかくやはり顧問弁護士もいるわけですし、そういう人を交えたやはり協議会。法律で言っている協議会のそういう規模ではなくても、やはり必要最小限のいろんな角度からの人材を集めた協議会を立ち上げるべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺についての見解をお願いします。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** この協議会につきましては、この空き家等対策計画を策定するための協議会ということですが、先ほどご説明したとおり、いまのところうちの町とすれば作らない方向でということ。それは、条例のほうで先ほども説明したとおり、関係機関あるいは意見や助言を求めたりすることができるというふうに謳っておりますので、まずはそちらのほうでやってみたいというふうに思っております。それで、もしもその後なかなかそれでうまく進まないということであればその時点で、協議会の設置についてまた検討してまいりたいと思います。

**平野委員長** その他、ございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木でございます。

まず最初に、こちらのリストのほう写真を撮られてとても大変だったと思うのですけれども、こちらのリストを木古内町の地図のマップに落とさせていただいて、マップで一目でわかるような形にいただければ幅広い今後の対策も考えられると思いますので、検討のほうをお願いいたします。

もう1点目が危険家屋、中には本当にもう家がないじゃないかというくらい崩れているものもございますので、子ども達や不審者等。事件・事故を未然に防ぐためにも学校でしたり警察と連携できる場所は連携いたしまして、町民の子ども達や不審者が入って事件・事故にならないような対策を同時に進行していただければと思っております。

3点目が、人口減少と空き家の関係性でございます。こちらが人口減少は何年後かに何人、約20年後に半分に減ると人数は出ておりますが、それとともに空き家の数がどれぐら

い増えていくのかとこういった部分も将来的な部分も含めて、シミュレーションしていただければと思います。というのは、先ほどの税対策の補助の中で、もし今後人口減少とともに空き家が増えた場合、空き家の補助の部分で運営のほうですとかいろいろ出てくると思いますので、こちらのほうも検討のほうをお願いいたします。以上でございます。

**平野委員長** 3点について、吉田課長。

**吉田町民課長** まず、家屋をマップに落とすというのは、これから法律に基づいてデータベース化ということを行いますので、それでその際にマップに落とす部分も含めて進めていきたいというふうに思います。

あと、危険家屋の不審者の利用だとかがないようにということですが、この辺も警察と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

あと、これから人口減少によって空き家がどれくらい増えるかというのは、これからこちらのほうでもシミュレーションしてみながら進めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**平野委員長** マップに以前落としているでしょう。空き家リストで地図に番号を振ってやっているのありますよね。

片桐主査。

**片桐主査** 以前お示ししているのは、今回の部分のご提示させていただいたものではないと思うのですね。今回の特定空き家にうちのほうの所管していますものについては、改めて図面上に落とした形で整理をさせていただきたいと思っております。まち課のほうで持っているデータは、これとちょっと違うものですから、前に一度11月に提示したやつは危険家屋と一般の空き家と一緒に出したものですので、それについては図面での落としはしていません。今回は、うちの部分のいま言われたものにつきましては、町民課が所管しますのでうちのほうでそこはデータベース化する際に、図面に落としていきたいというふうに思っています。

**平野委員長** 11月じゃなくて、2月に危険家屋の資料を出した時にその時に、マップに何番がどこに配置した資料を出しているのです。それは、継続してやっていないということですか。これはこの時限りで、いまはそのマップにやっていない。今後はそれをまた資料作成するということですね。

鈴木委員。

**鈴木委員** ありがとうございます。

最後にもう1点、空き家の定義の中で別荘、こちらも空き家という形で定義されるということですが、そうしますときょういただいた資料の中では、町民課のほうは危険家屋のほうということで、きょういただいた中には別荘という空き家はないものと考えてよろしいでしょうか。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 今回のこの資料につきましては、危険家屋ということで別荘もその場合にも含まれることもあるかもしれませんが、今回のこの資料についてはあくまでも危険家屋ということで、いま載っている中には別荘というものは無いというふうに理解しております。

**平野委員長** 資料の関係なので、昨年の11月まではトントンと進んで来られて

大変担当課の方々の努力が出ているなど感じたのですけれども、そこからは課長がおっしゃるとおり、持ち主の名前を調べるのもご苦労されたと。ただ、今回は10条ですかおそらく固定資産税等の内部利用が可能ということで、所有者の進みがもう少し進むだろうということですが、前回11月に出していただいた空き家の所在地や詳細を載せた番号に順になったような資料というのは、もちろん3番・4番についてはまち課に移行していますけれども、これは1番・2番には残して同様の資料というのは作っていますか。出すのは可能ですか。

吉田課長。

**吉田町民課長** もう一度お願いします。

**平野委員長** 前回11月に出していただいた資料ありますよね。ナンバーがあって、住所、詳細、これは要は3番・4番を削除して1番・2番に限定して、より詳しい資料というのはいまも継続して作成していらっしゃるのでしょうか。作っているのかと、それを資料として提出するのは可能でしょうか。

吉田課長。

**吉田町民課長** 申し訳ありません。前回の資料と同様な例えば詳細状況、あるいは所有者の状況という部分につきましては、更新は現在はない状況にありますので、今後このような形で同じようなものをもう一度作成したいというふうに思います。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時36分

**再開** 午後1時37分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

その他、質問はございますか。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうからは、まち課と連携されているみたいですが、当然いろんな情報交換はしている中で、いまいまの状況ですと危険な空き家対策ということの位置付けで話をしているのですけれども、もし可能であれば教えてほしいのですけれども。先ほどもっともっとこの先、空き家になるものが増えていくだろうと。そういう中で、いろんな対策を講じていかなければだめだよと法的な部分も含めて、一步一步前進しているというのは実感しています。そういう中で、逆にいま空き家ではなくて空き家になるであろうという早く言えばある民間のかたから住民のかたから、「うちの家を町に寄付するよ」と、「だからこれを管理してちょうだい」というようなことは、いま何軒くらい掴まれているのか。この活用はまち課のほうで云々ということなのですが、当然ながらそういう中で何がだめでどんなことがあってだめなのか。税金を収めていないからだめだよとか、あるいは当然抵当に入っていればだめだよとか、いろんな理由は当然あるのでしょうか。いまの段階でまず何軒くらいそういう形で掴まれているのか。今後、我々もというのは、数は多くないのですけれども、やはり「できれば町に寄付したいね」とそういう話もたまにやはり出る時があるのです。そうなった時に、「いろいろ問題をクリアしなければいけない部分もあるみたいだから」というような話はするのだけれども、そ

うなった時に何がネックになってどういう状況がいいのかという部分がちょっと我々も掴めていない。これは、もちろんいま言ったように総合的な部分で、行政のほうで判断されるべき部分は多々あると思うのですけれども、その掴んでいる部分の軒数的なもの等もしわかれば、何が良くて何がだめなのかと。わかる範囲で結構ですから、それをちょっとお知らせください。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの住民からの寄付に対する受付先になりますが、それは建設課のほうの財産管理のほうで受けております。最近の事例としては、私が知っている範囲では、建物付の土地を含めての依頼というのは1軒、一昨年でしたかございました。ただ町としては、そこを公共事業として事業展開をする予定があるなし。それから、建物自体が既に解体をしなければならないような状況、こういったものも見定めさせていただいて、一番重要にしているのは町の今後の計画上。例えば、道路整備ですとか区画整理ですとか、そういったことでの将来の事業展開が予想されているというところについては寄付をお受けいたしますが、そうでない場合については個人の財産として所有をしていただきたいということで、お断りしているというのが実態です。

**平野委員長** その他、ございますか。

吉田委員。

**吉田委員** まち課のほうは危険家屋の分類でも棲み分けしていると町民課のほうとやっているんで、まずいま危険家屋の問題の中で私達も聞いていると、先ほど説明の中に35番のありましたよね。そして、風が吹くとトタンが飛んできて周りの家に迷惑をかけると。まず、一番大事なのがやはり近隣の町民に迷惑がかかるというのは、この40軒のうち35番は先ほど説明をしたからわかるのですけれども、こういう状態の家というのは何軒くらいあるのか。そこら辺が優先度でやはり早め早めに取りかかっていたいかなければ、近隣の家にやはり迷惑をかけるということは一番大事なのですよ。35番の家は両サイドがちょうど家が近いものですから浜にも近いということで、風が吹くととにかく何回も消防が行ってロープをかけたり何かやっているのですよね。だから、そういう家をきちんといまの資料には載っていないのですけれども、下の部分はまち課のほうにいつているのだから、ほとんど近隣からの苦情等がどういうふうになっているのかという調査も。ただ写真を撮って「こうですよ」ではなくて、周りにどのくらい迷惑をかけているのかというのは、これからやはり大事なのですよ。だから、その辺もきちんとどんなネズミの発生、蛇の発生、その辺をやはり調査をすべき問題じゃないのかなという気がするのですよ。だから、その辺も考えながら今後調査をしていつていただきたいと思うのと、35番以外に実際に消防だとか町が行ってどうしたという部分があるのであれば。そして、町民からいろんな苦情がきているという部分があれば、それはどこなのかというのをちょっとわかっている範囲があったら教えてください。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** ここに載っております倒壊寸前、あるいは災害時危険という区分の建物につきましては、全てがそういう危険な状態と言いますかにあるものというふうには理解しております。ただ、建物によっては周りに家がなかったりとか、その辺で随分危険度も違うのかなというふうには思いますけれども、基本的にはそれぞれ危険な状況にあるというこ

とでの計算になっております。

あと、今後周りのどのくらい迷惑を受けているのだという部分での調査につきましても、また今後も引き続きそういう部分では進めてまいらなければならないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

**平野委員長** いま苦情の質問もありましたけれども、たまたま近くに家があったから消防だったり役場に直接連絡をいく家もありますけれども、基本的にもう全部苦情ですよ。そういう認識ですよ。1番・2番ということはそういうことですよ。

その他、質問ございますか。

手塚委員。

**手塚委員** 一つ、この住宅に何々さんの向かいとか漁組の入り口とかそういう名称で記載されておりますけれども、これらについては所有者がはっきりしないとかわからないということになっているのでしょうか。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 申し訳ありません。昨年度の11月の総務・経済常任委員会の資料で、一部資料の中に載っておりますけれども、昨年委員になられていない方々につきましては、ちょっとこの辺の資料が届いていない状況にありますので、先ほど資料提出するということだと言ったとおり、それができる時にはその中身も含めておわかりになるようにしたいと思います。所有者が不明のものと、それぞれいろんな部分で確認ができていないものと確認ができていないものとそれぞれございます。

**平野委員長** 手塚委員。

**手塚委員** 所有者のわからないかたもいるようですけれども、例えば固定資産税の関係は税務課とのリンクしながら例えば対応しているのであれば、今後わかった時に回収しなければならない財源なのかそういうのも含めてちょっと教えていただきたいです。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 昨年ですか、ことしの春ですか、180軒くらいあったのだよね、みんな。それらとあるいは今回のこの部分とリンクしてみて、いま言った税の関係がどうなっているのだと。例えば、倒壊寸前ですよ、いまは。だけれども、この主の持ち主のこの人は、ちゃんと税金をいままで払ってくれていたのだろうか。その税のほうとの連携というかその辺をちゃんと両方を調べているのかどうか。あるいは、今度副町長は「公共事業の予定あるところは寄付を受ける」というような言い方をしていたよね。だけれども、例えば税金滞納をしているかたが、「私、物納したい」と言う人もいるのだよ、中には。だから、そういうのはどうするのだろうか。例えば、家を壊してしまうと土地の値段というのは、土地にかかる税金というのは上がってくるのだよね。だから家は壊すけれども、税金は払えない、滞納している。家は壊すけれども、土地は物納するというような状況もたぶんこれから出てくるのだろうかというふうにも思うのだけれども、それらをこの部分と税のほうとの絡みを調べているのかどうかというのをちょっと聞いておきたい。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 税の関係についてのご質問です。これまで今回法律の施行によりまして、固定資産税の情報とかも入手することができるようになりました。これまで同じ庁舎内と

は言えども、固定資産税情報については取得することはできないというふうなことになっておりますので、基本的にはそういうところまでは調査はしておりませんでしたけれども、これからはそういう部分も調査ができるかなというふうに思っております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** それは、個人情報の話を言っているのね。そこまでは要求していないと思う。前もあった。それは、例えば番号で1番・2番・3番とそれでいいのです。だから、総体的に1番から180番までであるとする。その部分での例えば調査を、この人は滞納しているしていないとか。滞納しているのであれば総額でどのくらいあるとかというそういう資料でいいと思うのです。それは、個人情報の部分まで委員会としてはさわろうとは思っていないはず。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** ただいまの質問のとおり、今後税の状況につきましては、調査してまいりたいというふうに思います。それでまた資料としてお渡しをしたいと思います。

**平野委員長** 前回、先ほども言った資料で1番のかたが住所、所有者がわかっているかわかっていないか、抵当に入っているかという項目の中に、税の滞納についてもというエクセルで簡単にこの人についてはどういう状況なのだといういろんなデータがあることによって、今後の進みがスムーズになることを考えられますので、より詳しい資料を作っていたらと思います。

それと、又地委員から出ていた質問で、寄付をするパターンがいろんなパターンがあるのじゃないかということについての考えがあるのかどうなのかということの答弁がまだ出ておりませんけれども。

副町長。

**大野副町長** 物納に関してのお尋ねです。国税徴収法、国税の場合は物納を認めています。地方税法については、固定資産税含めてこれは認められておりませんので、物納という制度はございません。ですので、ご本人が町の税金を滞納しているので、建物・土地で収めたいと言ってもその制度はないというのが現状です。

**平野委員長** その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、先ほど何度も申し上げますとおり、資料の作成についてはできるだけ早めて作っていただいて、配付をお願いして、以上をもちまして町民課の調査項目を終わりたいと思います。

町民課の皆様、大変お疲れ様でした。

2時まで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時52分

**再開** 午後2時00分

### (3) <まちづくり新幹線課>

#### ・人口減少対策について(継続)

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会の設置及び現在までの進捗状況

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課の皆さん、ご苦労様でございます。

まちづくり新幹線課の調査事項といたしまして、人口減少対策について継続事項でございますが、出ておりますので、担当課長より説明を求めます。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まちづくり新幹線課でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私のほうからは人口減少対策ということで、ご説明を申し上げます。

本日は、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の状況等について、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

これは、まち・ひと・しごと創生法の概要について、記載してございます。

以前も一部ご説明申し上げた点もございますが、本日改めてこの資料について、ご説明を申し上げます。

はじめに、この目的でございますが、これにつきましてはは少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正するための施策を、総合的かつ計画的に実施することとしてございます。

東京圏には毎年若者を中心に10万人程度の転入超過が続いているという状況でございます。さらにこれが拡大の兆しもあるということで、東京一極集中の是正に取り組み、地方の自立を促すという目的でございます。

基本理念については、ご覧のと通りの7項目ございます。

次に、国の計画との関係性でございますが、一番下の段でございます。左側のまち・ひと・しごと創生本部があり、真ん中に国の総合戦略がございまして。そして、右側に都道府県の総合戦略があると。

市町村につきましては、この右下でございまして、国と都道府県の総合戦略を勘案して市町村独自の総合戦略を策定するというようになっております。

次に、2ページをお開きください。

総合戦略策定に関する説明図でございます。

国は、長期ビジョンとして2060年、いまから45年後でございますが、1億人程度の人口を確保する目標を掲げまして、今年度から5か年の政策目標・施策を策定しているという状況でございます。

地方は、これを勘案して地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて5か年の地方版総合戦略を策定することとなっております。

国は地方に対しまして、情報支援、財政支援、人的支援を行うことになっておりまして、平成27年度は地方創生先行型交付金と、地域消費喚起・生活支援型交付金が交付されることとなっております。

当町におきましては、地方創生先行型では、一次産業後継者支援事業、ヒジキ養殖技術導入事業、介護従事者待遇改善事業等を実施しております。また、地域消費喚起・生活支



援型では、多くの自治体と同じく、プレミアム商品券の発行事業を実施してございまして、予算は平成 26 年度補正予算で措置されているところでございます。

来年度以降につきましては、新型交付金の本格実施に移行することになってございます。現在、私どもが得ている情報では、国の交付金の額は 1,080 億円、今年度は 1,700 億円ということですので、国の負担は大幅に減ると。それから、地方も同額を負担して、総額で 2,160 億円の事業費ということになってございます。これは、現時点の情報でございまして。また、地方負担のこの手法でございまして、これについては現時点では不明ということでございます。

次に、3 ページをお開きください。

人口ビジョン並びに総合戦略策定に係る今後のスケジュールでございまして。

人口動向分析、将来人口の推計と分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、この三つを 10 月中にまとめる予定でございまして。

次に、将来展望に必要な調査分析は、7 月に行いましたアンケートで、現在、集計しているところでございまして、10 月中にはこれらを踏まえて人口ビジョンを取りまとめることとしてございまして。

総合戦略策定推進委員会は、8 月 11 日に第 1 回目を開催してございまして。

委員長の選任、まち・ひと・しごと創生法についての説明、人口ビジョンの素案とアンケート調査についての説明、今後のスケジュール等について協議をしてございまして。

今後は、10 月上旬、11 月下旬、1 月下旬に 3 回の委員会を開催する予定としてございまして。

次に、4 ページをお開きください。

町と策定推進委員会の位置付けを示した表でございまして。

総合戦略は、自治体が策定することとなっております。

右側でございまして、まちづくり新幹線課が事務局で、策定推進委員会は左側でございまして、外部連携組織として意見をいただき、庁舎内の検討会議が個別事業の詳細を検討し、人口ビジョン及び総合戦略を事務局が取りまとめ、管理職会議等で確認した上で、最終的には町長が総合戦略を策定するということになってございまして。

5 ページ目は、策定推進委員会の設置要綱でございまして。

6 ページをお開きください。

これは、総合戦略策定推進委員会委員の一覧でございまして。産官学金労言、それぞれの分野から 14 名の委員で構成しているものでございまして。

以上で、説明を終わります。

**平野委員長** (1) 番の人口減少対策についての説明がございました。

各委員より質問を受けます。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木でございまして。

まず 1 点目が、総合戦略の委員が 14 名ということですが、第 3 回総務・経済常任委員会の 6 月 5 日です。この時は 12 名ということで資料に書いていますので、その 2 名増えたことの説明と、あと全体的な各業界のバランスをとったという形の委員会のメンバーだと思うのですが、これを見ますと女性が 1 名ですね。もちろん組織として団体としてバ

ランスの中で、おそらくそれなりの役職のかたが今回の委員になられていると思うのですが、その中でも女性 14 名の中で 1 人ということで、この人口減少で一番木古内で問題になっていますのは、20 年後で若い女性という結果も出ておりますので、そちらも個人的には 1 名くらい委員に入れてほしかったなという思いもあるのですが、こちらの 14 名ということのほうの説明と増えた部分の説明をよろしくお願いします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 前回、お出しした資料では 12 名というふうになってございました。その後、内部で検討協議した中で、産官学金労言それぞれの団体。それに加えまして、今後新幹線の活用ですとか様々想定されることもございますので、そういった分野のかたも一緒に委員に加わっていただいて、いろいろな意見をいただきたいということで、ここは 3 名増やして 15 名以内というふうに必要な委員の数は修正させていただきました。そういう中で、この J R さんですとか郵便局さん、こういった皆さんに参画していただきまして、推進委員会を進めていきたいとこのように考えたところでございます。

それから、女性の委員の選任の件でございますが、これにつきましてはあくまで産官学金労言それぞれの分野から委員を出すということで、私ども委員さん選定のお願いにあたっては、各団体に対しましては必ずしも町では団体の長ということにはとらわれず、若い世代のかたあるいは女性のかた。選考については、柔軟に対応していただきたいと。また、総合戦略策定の趣旨もきちんと説明した上で、そういったお願いをしまいたところではあります。ただ、最終的に各団体から出された皆さん主に長ですとか、あるいは管理職的な立場のかたが多くなったなというふうには思っておりますが、これにつきましてはそれぞれ各団体の例えば職員構成ですとか、あるいは思い。こういった総合戦略に対してそれぞれの分野・団体で知見を有するという観点から、こういった委員の推薦がされたものというふうには私どもは捉えてございます。以上でございます。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** ありがとうございます。

良いふうに解釈をしますと、委員会の委員自体は女性 1 名であるけれども、組織組織の中でいろんなかたの若い人の声も集めて年配のかた声も集めて、団体としての意見を言っていたらとそういう解釈でよろしかったでしょうか。

最後にもう 1 点、こちらのアンケートの結果の資料及びこちらの日本データサービスと書いているおそらくコンサル会社だと思うのですが、こちらの予算の部分を資料としていただけるのかどうかという部分で質問をしたいと思います。よろしくお願いたします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** アンケート調査につきましては、7 月に広報等同封して調査票を配布させて、全世帯に配布させていただいたところでございます。現時点でと言いますか締め切りは過ぎたわけですが、広報あるいは防災無線等で周知も重ねまして、締め切り後もまだ私どものほうに送られてくる調査票もございます。最終的には現在、いままさに集計をしているという最中で、これらを分析した結果を後日これがまとまりましたらお示しすることはできます。

また、回収率につきましては、現状では 20 %を超えている程度ということでございませ

て、これも最終的に数字が出ましたらこれは報告させていただきたいと思っております。

コンサル会社に対する約 700 万円の予算を計上しましたがけれども、その内容ということですね。それについては、改めまして業務の内容ですとかどういったことを調査・分析するのかということも含めまして、改めて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

**平野委員長** 先ほどから福田課長の答弁の中で、産官学金労言という言葉が出てくるのですけれども、ちょっと知識のため略称じゃなくて産が何で学が何かとちょっと説明をいただけますか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 産は。

**平野委員長** すみません、後ろに載っていました。

その他。

又地委員。

**又地委員** 国の進めるまち・ひと・しごとの創生法ということなのですが、この法律に乗り遅れると自治体が段々寂れていくと私そんなふうを受けているのです。そこで、うちの町としてこれからいろいろ進めていくのでしょうかけれども、目的第 1 条の中で三つある中で、例えばまち・ひと・しごと。担当として三つとも大事なのかもわからないけれども、どこの部分を重点的にしていこうとしているのか。

それからもう一つはその部分をちょっと聞いておきたいことと、基本理念の 6 番、「地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る」、この部分が⑥はどういう意味なのかと。例えば、西部四町でいろいろ組合を作りながらいろいろやっている。あるいは、この背景には各自治体が一緒にやれるものはどんどん進めていきなさいよというようなことだと思うのですが、その中身をちょっと知りたいなど。私が考えるのは、目的の第 1 条のしごとの部分。例えばしごと、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」これができれば、まちあるいはひとの部分解消するだろうとそんなふうに私は思っているのですよ。その辺担当として、どんな考えを持ちながら進めていこうとしているのかちょっと伺っておきたい。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まず法律に定められるまち・ひと・しごとの中で何が重要かというお尋ねでございますが、これにつきましてはこれまで庁舎内の検討会議。これにつきましては、子育て支援、それから企業誘致、それから移住定住、この 3 点についてテーマを絞って議論をしてきたところでございます。今後につきましてはこの戦略推進会議、こちらのほうでアンケート調査や、また人口ビジョンの将来推計、あるいは中学生・高校生等の将来の進路の希望こういったものを勘案した中で、木古内町にとって何が必要か。その中には、北海道新幹線の開業ですとか高規格道路のインターの共用開始、こういったものもツールとしては入ってきますので、これらを踏まえた中で推進会議の中で、将来的な議論のテーマを決めていくことになるのだろうというふうに思います。

因みに第 1 回の会議におきましては、やはり資料説明等を受けて委員さんの中からは、やはり仕事の間が必要なのだろうなど。あるいは、男性がいるところには女性も来るのではないかというそれも雇用につながる話なのですが、やはりそこら辺が今後の木古内町の

テーマになってくるのかなというふうには感じたところではございます。

それから基本理念の⑥、「公共団体相互の連携」ということでございますが、これにつきましては例えばいま取り進めております北海道新幹線の木古内駅活用推進協議会。これにつきましては、まさにこういったものの対象になるのかなというふうには私ども考えたところではありますけれども、あくまで新規事業が対象ということで、継続事業は対象にならないと。つきましては、例えば定住自立圏での中心市との連携ですとかこういったものも対象になるでありましょうし、あるいは新たな西部四町での何かの事業の枠組みというものも対象にはなってくるでしょうし。そういった部分で国のほうは、単独ではなくて広域での効果的な取り組みということをここに示しているというふうに理解してございます。

しごとの部分につきましては、先ほどご説明したとおり、やはり地域における魅力ある多様な就業の機会ということで、これはやはり当町の基盤であります一次産業、それからサービス業、あるいはそれに伴う企業誘致等も今後非常に重要になってくるだろうなというふうに考えてございます。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** もう一度、例えば基本理念の⑥番の中に、これは民間になるのかわかりませんが、例えば森林組合の合併等が少し話題が出てきているようなのだけれども。森林組合の合併等に関しても、この基本理念の中に含まれるのかどうかという部分をちょっと聞いておくかな。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** ただいま例示といたしまして、森林組合の合併というようにお話が出てまいりましたが、これは例えば合併したことによって仕事が雇用の方が創出されるとか、あるいは都会からの人口移動につながるというようなやはりKPI、目標設定というものにそういったものが出ればこれは対象にはなるのかなというふうには考えてはございます。

**平野委員長** その他。

竹田委員。

**竹田委員** 3 ページのスケジュールを見てもわかるように、計画通り物事を進んでいるなというふうな感じはします。この推進委員会も 8 月に立ち上げて動き出したということでありますけれども、ただ心配なのはこれいま推進委員会を立ち上げて議論をしてどうこうというものが動き出すのは、28 年度からでなければ動かないというそういう思いがあるのですけれども、すぐできるものはすぐ今年度中に補正でもして動くというそういう気構えなのかどうか。

それと、先ほど説明にあった新型交付金も地方の負担。先般の新聞の中でも地方創生は地方と割り勘だという 2 分の 1 の議論が出ていますよね。ただ、これについてもまだはっきりしないというそういう説明ですから、我々とすれば我が町のことを考えれば、非常にいろんなことをやりたいけれども、2 分の 1 の割り勘でやるのだったら思い切ってやれるのかなというそういう心配があります。やはり先ほどまち課の前に町民課の中で、特定空き家。まち課では、空き家対策の活用。これをやはり移住定住につながる部分であるし、やはりこれ早急に戦略会議がどうこうではなくて、町として本当にやはり人口減少に歯止めになるのだということであれば、早くやはり動き出すべきだということの思いがするので

す。移住定住ばかりでなくて、若い者の花嫁対策含めた婚活事業についても若い人の意見を聞いて、町がどのくらいの規模でやるか別にして、やはりいろんなことを取り組んでみて、やはり人口減少に歯止めをかけるそういう動きがやはりやるべきではないかというふうに思うのですけれども、これはあくまでも新年度からの動きなのか良いというものは庁舎内の検討会議でもいろいろ議論をしてきている経過もあるわけですから、もう 2 年も議論をしてきているこの事業ですから、そろそろ何らかの形でやはり動き出すべきだろうというふうに思うのですけれども、その辺についてどうでしょう。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まず、事業についてのお尋ねでございます。この総合戦略は、今年度向こう 5 年間の戦略を策定しまして、先ほど説明したとおり今年度平成 27 年度については、平成 26 年度の補正予算ということで、事業については 3 月に議決をいただいて、繰り越しの議決もいただいているというところでございまして、平成 27 年度はまず事業は決まったと。平成 28 年度につきましては、まさしくおっしゃられるとおり、総合戦略で策定した事業をあくまでこれは市町村が策定する事業ですので、これを時点時点の財政状況等にもよるでしょうし、そういった中で取捨選択していくのだろうなというふうに考えてはございます。

また、新型交付金の 2 分の 1 の地方負担、これにつきましては報道等によりますと、石破大臣のほうは地方のためになる事業を国に丸投げというのは如何なものかというような発言もされているやに伺っております。この地方負担を私はこれ個人的に予測なんてするのはできないのですが、これまでの例から見ますと、例えば臨時財政対策債の発行ですとか、あるいは起債を発行して後年度元利償還金の普通交付税措置。こういったものが考えられるのかなとは想定はされますけれども、まだ詳細についてはわからない状況ではございます。

また、空き家の活用につきましてですが、これは私ども空き家活用のほうはこれまで調査を進めてまいりまして、所有者のかたにお願いの文章をお送りしたところでございます。

やり方としましては、所有者がはっきりしない物件につきましては、これはそこはトラブル等もありますので、所有者が明確なかたに対してまずはお願いの文章を送付したところでございます。現在、半数ほどの所有者のかたからは返答をいただいておりますので、今後この現地で建物の老朽度合い等につきまして、所有者の同意をいただいた上で、調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、婚活等につきましては、これまで町長も答弁しているとおり、行政は主導ということではなくて、後方支援と申しますかお手伝いできる場所はお手伝いをさせていただいて、大いに進めていただければというのが町の立場ということで、ご理解いただければなというふうに思っております。以上です。

**平野委員長** この委員会については、あくまで国からの補助を受ける流れの一貫として形作りじゃないのですけれども、そういう流れですよ。竹田委員がおそらく聞きたいのは、その前に 2 年も前から人口減対策の話をいろいろしてきて、前回は資料を出していただいたとおり、すぐにやったほうが良い検討したほうが良いと分けた話がこの委員会を通さないと進まないということではないですよ。あくまで町の施策や取り組みは、この委員会とは関係なく町の意向で進めるものは進めていくということではないですよ。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** そこにつきましては、この総合戦略はあくまで総合戦略でございます。それと別に町が政策としてこれは実施するものは実施すべきものでございます。ただ、そうは言ったもののやはり事業を進めるということになりますと、やはり財源等もやはり考慮しなければなりませんので、そこら辺はここにありましており、推進委員会からは意見をいただき、様々な分野の検討を行ってまいります。そういう中で、庁舎内の検討会議においては、それぞれの現在も事業を掘り下げて精度を高めて実現可能性等も含めて、検討しているという状況で。という中で、そこら辺は一定程度のリンクはさせた中で、総合戦略は策定していくのだろうなというふうに私ども事務局のほうでは、そのような考え方で進めているところでございます。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 先ほど空き家活用についての所有者の確認できたものについては、もう案内をしていると。ものによっては返事もきているだろうと思うのです。それを踏まえて、いつの時点から具体的なものをいままで 2 年余りこの部分についても詰めてきているわけですから、もうそろそろ方向性というのを固まってきているのかなと煮詰まっているのかなというそういう思いがあるものですから、このあと 9 月は無理にしても 12 月頃には何らかの方策として打ち出せるのかどうなのか、その辺の動きを含めた部分についてちょっと。

**平野委員長** 竹田委員の答弁じゃないですけども、空き家の対策の今後の進みについては、以前の答弁で「夏までには方向性を示す」というお言葉をいただいているのですよ。その夏という定義が 8 月なのか 9 月なのかという議論はありましたけれども、その前回の答弁を含めていまの竹田委員の質問に答えていただきたいと思えます。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 空き家調査につきましては、以前「夏頃までに」というようなことでお答えした経緯がございます。それも踏まえまして、これまで調査を進め、今後現地調査へと移るといいうま段階でございます。活用可能と判断した建物につきましては、これは順次現在の土地・建物情報に追加して、相談に来られたかたには紹介をする。あるいは、ホームページ等で積極的な周知を図るといったことも考えてまいりたいというふうに考えてございます。また、庁舎内での検討会議でいま検討している事業、重複する事業を統合したりして現在は 25 事業程度まで絞っております。中では、例えば給食費の無料化ですとか、企業誘致の振興条例の改正ですとかも既に実施したのももございますけれども、残りの 25 のいままさに検討している事業もこれを総合戦略の中に如何に反映させていけるのか。また、盛り込めなかったとしても審議必要というふうに判断した場合は、町が独自に施策として進めるということも可能性としてはあることだと思いますので、そこら辺は今後きちんと精査をした中で、どういった形がいいのか見つけながらまとめていきたいというふうに考えてございます。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 検討しているという部分は理解はしますけれども、やはりそのあとなのですよね。町としてどう政策的な支援ができるかどうかという部分を含めた部分がなければ、なかなかやはりこれ事業とすれば進まないという気がするのですよね。それとやはり、これは相手があるわけですからいくら PR してもなかなかそういう町の政策がそれに付いて

いる。移住で来る人には 100 万円の支援が付いているだとか端的にそういうものがあるのはじめてやはり。やはりこれは早く金額だとか政策については、税制上の扱いもあるしいろんなやはり手立て・方法があると思うのですよね。その辺については早くやはりあれして、最初から大きなアドバルーンを上げるのではなくて、最初は小さなアドバルーンでもいいから上げて、そのものによっては段々輪を大きくする。やはりそういうことで、我が町の腹構えを見せると。こういうことがやはり必要な気がするものですから、これについてはただ中身だけ検討しているのではなくて、やはりそこに付くものをきちんと内部検討をして、政策としてできれば 12 月に期待をしたいこう思っています。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** ちょっと関連性があるのかどうかちょっと先に伺っておきます。今回の総合戦略、たぶんことしからはじまって 5 か年計画だから、31 年までですね。もう立てている我が町の振興計画とこの総合戦略を進めていく上で、振興計画に変更が起きるのかどうかという部分をちょっと伺っておきます。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** この総合戦略につきましては、やはり当然のことながら、木古内町の第 6 次振興計画これも踏まえた上で、当然策定していくことになります。なのでこの総合戦略に乗せた事業、これは基本的には振興計画の実施計画の中で、具体の事業については追加等を図っていくことになろうと思っております。そういった整理です。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 追加でくるものはあるかもわからないけれども、先延ばしになるものも出てくるのですねそうしたら、その辺を。それと例えば、この戦略会議の策定推進委員会のメンバーも決まると。だけれども、少し足を早くしてもらわないと困るね。会議を何回開くのだろうということもある。こういう策定委員の方々にいろいろ知恵をいただいて、そして庁舎内の検討委員会もあるのでしょうか。それをリンクさせて「よし向かおう」というものを早く出してもらわないと困る。その出してもらったものがどんな形で 6 次の振興計画と練り合わせた時に重ねて見た時に、どう変化するのかということも早く示してもらわないと困る。一番大事なのは、これは来年あたりから今度知恵の出し合いです、各自治体の。だから、負けると木古内の町が段々寂れていく。だから、負けられないような知恵を如何に早く出して一つの形にしてしまうかというところが私は大事だと思う。だから、そういう意味ではじんたんじんたんやってもらっては困る。早くあれして確たるものを作って、早く議会に示してほしいというのをお願いしておきます。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いま、又地委員が言うのとちょっとラップしますがけれども、非常に手持ちにいただいた資料の内容に関しては、いわゆる数値化した中では非常に評価できると思えます。ただ、いま言ったように、どうも皆さんの委員の話の流れを聞いて答弁を聞きながらちょっと感じているのは、何もちょっと前に進んでいないのかなという気がします。というのは、もう人口減に関しては我々がよーいどんで 1 年生の時からある程度何人かやっているわけですよ。それからもう全く手つかずの状況で、ここ 2 年ぐらいの中で国の政策、道の政策云々ということで、一気に加速度を上げているのだけれども、そういう状況の中で、どうもスケジュールに関してはこれはこれでいいと思うのですけれども、例えばアン

ケートの分析もとっているのでしょうかけれども、例えばこの人口の将来展望何ていうのは、ある意味じゃわかっているのですよね。2040年はまだ2,000何百人だよとか、そういうある程度の流れはもう皆さん掴んでいると思うし、お国の政策がこうだから道の政策が。何回も言いますがけれども、大した答弁は我々が委員会で揉んだものとさほど変わっていないのですよね。だから、言うならば先ほど出ましたように、戦略策定推進委員会も14名の団体の立ち上げは大変良いことですし、ただ残念ながら若手がここに入ってきていないのかなというようなイメージがありますけれども、いまいま私の個人的な見解ですと、あまり例えばちょっと素案で行政としていまこうだけれどもこういう流れだけれども、素案としてこういう施策を持っていきたいということもちょっと書き添えていただければ、もっともっと中身の濃いちょっと議論ができるのかなとそういうようなちょっと感じています。ですから、いま又地委員のほうから出ましたように、足踏みはやはりしないしてほしいですね。もっともっとやはり先手必勝でいま言ったように、「国の政策も補助金は出すけれども、国のお金全部というのは如何なものか」と、「あなた方も少し苦勞してよ」という一つの注意喚起にも取れるのですよ。こういう部分は簡単に考えてもらったら、やはり我々みたいな町村がいっぱいある中で、やはり生半可な考えをもって行っても「そうなのかい」というようなことには早々ならないと思いますよ。だから、やはり真剣に我々もそんな思いがありますけれども、やはり行政のほうもこういうスケジュール的なものはありますけれども、もっともっと加速的にいろんな角度からいろんなデータを集めて、何が我が町に大事なのかという部分をやはりもっともっと庁内で議論をしていただいて、いま言ったように良い報告を「うん、なるほどな」という部分を我々にちょっと示していただきたい。要望というか本当にちょっとその辺が個人的には少し気になるところだったものですから、本当の個人的な要望でありますけれども、そういうことでちょっと多少なりともお聞き入れていただければ助かります。

**平野委員長** まちづくり新幹線課の皆様には、この人口減少対策という木古内町の大課題です。まさに、木古内町が切羽詰まって生き残るために一番必要な対策事項であり、それを少しでも良い施策で進めてほしいという期待値から、大変厳しい言葉が出るのは理解していただきたいと思うのですけれども、私も関連しますけれども、いま現在空き家対策がようやく進んだなということは、町民課との連携の中で見えてはおります。そんな中で、例えば一軒家を斡旋、「問い合わせがきたら対応はするよ」とは言いますがけれども、例えばホームページなり実際の問い合わせでいま現在、こことここがこういう家賃で進めますよというような紹介というのはいま現在できるのですか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 民間の賃貸住宅、アパート関係これにつきましては、それぞれの間取りですとかあるいは家賃、こういったものを適宜。空き家の状況までは把握しておりませんが、どこにどういった物件があるということで、基礎的な。一軒家については、現在土地・建物情報にあるものだけでございます。つきましては、土地・建物情報の中の建物につきましては、いますぐ住める建物というのはいまのところございません。

**平野委員長** それで、新井田委員も先ほど言いましたが、5年前から同様の話をしています、実際木古内町に住みたいのだと。そういうかたはだいたいアパートを探すわけがありませんから、一軒家を探してくるわけですよね。ことしも私は何人かに言われました。



プラス学校の先生がせっかく木古内に教員住宅に入っていたいたのですけれども、ちょっと諸事情でこの住宅では住んでいて居心地が悪いということで出た例も何人かことしに入っております。そういう方々にもこういう一軒家がありますよと斡旋ができる状況であれば、木古内に残ってもらえたという例があるのです、たくさん。ですので、1日でも早くそういう斡旋状況を作らないと、どんどんどんどん逃していつているという現状なのです。この現状を理解していただいて、おそらくこの数十軒の中からある程度完璧な資料を作って、「はい、できましたよ」というところを示したいと思うのですけれども、私はできたところから順番に1軒でも2軒でもいいと思うのです。それがまず前回約束した夏までに形を作るということだと思いますので、何としても全部のまとめを完璧にこなさなくても、何軒かでもまずはそういう声が出た時に、「ぜひ木古内町に住んでください、この空き家は改築したばかりですぐそのまま住めますから」というところを用意していただきたいというのが各委員から出た切実な要望ですので、何とか進みを早くしていただきたいと同じような話を重ねますけれども、よろしく申し上げます。

その他、ございますか。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 本日はご議論をいただき新年度からの新型交付金、まち・ひと・しごと創生ということでの取り組みになるのですが、非常に危惧していることが1,080億の裏財源を市町村が出さなければならぬということでございます。全国6団体、もちろん全国町村会のほうでも全額国で保障していただきたい。1,700億、27年度支出しているわけですから、28年度以降も2,000億程度は国で予算を組んでいただきたいという要望をずっと続けているのです。その中で先月、石破大臣が1,080億ということを閣議の中で出された。非常に憤りを全国町村会、あるいは全国6団体では思っています。何とかこの予算を付けていただけないことには、進んでいかないというふうに思っています。もちろんうちの町でも3,700万円交付金を受け取っているわけですから、この2分の1ということになると、財政計画に非常に負担が出てきます。そういう隘路も持っているものですから、何とか予算を国のほうには付けていただきたいという要望をこれからも続けてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。このことが実現できなければ、これからはせつかく進める戦略会議での議論が縮小してしまうのではないかと危惧を持っていますので、そういった活動を続けていきたいというふうには思っております。以上です。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 人口動向だ。これを早く作らないと振興計画も何もできないのだよ。例えば、人口動態がどうなるかということによって、これからやろうとしている振興計画がはたしてこれだけ必要なかどうかという試算をしないとだめだ。だから、人口動向だけでも早く担当としてはこうだというものを早く出してもらいたい。人口動向によってガバッと変わりますよ。そして、例えば5年なら5年、10年後にこれだけの人口だ。それに合わせたまちづくりをしないとだめになる。そこだと思っているので、「各地域の人口動向はどのようの」と言っているけれども、早くその5か年の我が町の人口動態というか動き。どうなるのかというのを早く掴んでほしい。

**平野委員長** 先ほど副町長のちょうど私が意見を言ったすぐあとに言われたのであれですが、例えばきょうのテーマは人口減少ということで、特にまち・ひと・しごと創生についての中身ということで、ちょっとそこからずれた人口減対策の話になった部分もありますけれども、例えば空き家対策の話も先ほどから提言している話は、もちろん国から100%いただきたいという気持ちはもちろん当たり前ですが、それがなければこれが進んでいけないという解釈ではないですよ。何か空き家対策について進めてほしいと言ったあとに、お金が付かないと全てが上手くいかないというような予算が付かないとできないぞというふうにちょっと聞こえたのですけれども、その限りじゃないですよ。

副町長。

**大野副町長** 総体的に考えてということになってくるかと思います。そこは先ほど私が言ったのは、2分の1の町負担に対する支援がないということになりますと、新たな事業にことしから27年から取り組んだわけですが、それは、財政負担を伴っている事業ですから、そこを見極めて財政収支計画を見なければ、また新たな事業に取り組むかどうかについての財源確保です。それを判断していかなければならないと。全くできないという言い方ではないです。財源確保をしっかりとするような財政収支計画の見直しをしていかなければならないというふうに思っております。

**平野委員長** その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

## 平成27年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業について

### 9/26開催の秋イベント

**平野委員長** なければ続いて、平成27年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業について、こちら継続事業でございますが、説明を求めます。

丹野室長。

**丹野新幹線振興室長** それでは、平成27年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業につきまして、ご説明申し上げます。

資料の7ページをお開きください。

はじめに、1の春・夏イベントの開催実績につきまして、ご報告させていただきます。

(1)の春イベントについてでございますが、こちらは鉄道・運輸機構のご協力によりまして、7月11日に開催をいたしました北海道新幹線木古内駅の駅舎見学会にあわせまして、駅舎1階コンコースを活用したきこない・駅まつりを開催しますとともに、木古内商工会さんの主催によります商工まつりも同時開催したところでございます。

駅舎見学会につきましては、一般公募によりまして、渡島西部4町及び檜山管内にお住まいのかたにご参加いただいたほか、町議会議員の皆様方をはじめとした関係者も含めまして、約250名のご参加をいただいたところでございます。

また、駅まつりにつきましては、皆さんにもご覧いただいたかと思うのですが、札幌・ジュニア・ジャズスクールの演奏を皮切りに、各種ステージイベントのほか、コンコースにおきましては、プラレールの展示・体験や鉄道写真展などを開催しますとともに、北側駐車場におきましては、北海道新幹線H5系車両と同じ「はやぶさ」カラーのバス・車を

6台展示させていただくなど、様々なイベントを開催した結果、約750名のご参加をいただいたところでございます。イベントを合わせまして、延べで約1,000名のかたに来ていただいたということでございます。

続きまして、2の夏イベントについてでございますが、まず①のきこない教育体感ツアーにつきましては、北海道新幹線で結ばれる東北との交流促進の取り組みといたしまして、木古内まちづくり体験観光推進協議会にご協力をいただき、7月29日からの3日間の日程で、日頃から交流のございます秋田県大館市内の小学生40名を招聘し、様々な体験を通じた町民との交流を行ったところでございます。3日目でございますけれども、突然の雨でまちあるきのほうは予定していたのですが中止となりましたが、郷土資料館のほうに行ってくださいまして、木古内の歴史や文化にも触れていただき、「新幹線が開業したら、また木古内を訪れたい」といったような声が多く聞かれましたので、今後もこうした取り組みは北海道新幹線開業後も利用促進を図る事業として重要ではないかというふうに考えております。

次に、8月15日に開催しました②のきこない咸臨丸まつりにつきましては、木古内建築協会さんの多大なるご協力によりまして、新幹線開業にちなんだ長さ10mの花山車を製作していただいたほか、今回はじめての試みとしまして七飯町さんのご協力により、ミニ新幹線の乗車体験を木古内ではじめて実施をさせていただきました。こちらのほうは2時間で100名以上の一応切符を作成したのですけれども、2時間で全て切符がはけるといような状況で、リピーターのお子さんもたくさんいらっしゃいましたので、少なくとも100名以上には乗っていただいたのかなと思っております。それから、函館市や北斗市などのゆるキャラにもご登場いただいて新幹線クイズ大会を実施するなど、近隣の市や町とも連携をしながら新幹線開業をPRしたところでございます。

次に、(2)の秋イベントの開催予定につきまして、ご案内をさせていただきます。

秋イベントにつきましては、JRの「ヘルシーウォーキング」が9月26日に実施されるのにあわせまして、秋ということで「食」をメインテーマとしたイベントとして、役場の駐車場を会場に「きこないフードバトル」を開催する予定でございます。

イベントの詳細につきましては、資料の8ページに記載のとおりですが、こちらが委託事業者から出てきた企画案をベースに資料を作成しておりますが、ステージイベントでは、TVなどでも活躍している札幌在住の大食いタレント「アンジェラ佐藤」との大食い対決のほか、「風船の魔法使い」というバルーンアート団体によります北海道新幹線H5系車両のバルーンオブジェの製作などを実施しますほか、会場内においては春のイベントでも好評だった木古内商工会のご協力によりまして、「どんぶり対決」を実施する予定でございます。

このほか、現在調整中でございますが、木古内町観光協会などのご協力によりまして、町内各地において、「ヘルシーウォーキング」の参加者への町民による「おもてなし」も実施してまいりたいというふうに考えております。これは、2年前に実施されたものと同程度のものを考えております。

それから、最後に資料にはございませんが、開業記念事業といたしまして、町内の行事に「北海道新幹線木古内駅開業記念」の冠を付けていただいたり、開業にちなんだ商品を開発していただくという「チャレンジ149アクション」という活動を4月から実施してき

ておりますが、これまでの町民の方々及び実行委員会構成機関団体等のご協力によりまして、8月15日現在で100件ということになっておりまして、こちらはホームページのほうにも掲載をさせていただいております。

3月の開業に向けまして、今後も引き続き、こうした大きなイベントだけでなく、町民を巻き込んだ取り組みについても、積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

平成27年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業につきましてのご報告は、以上でございます。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質問を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** この記念事業と直接関係ないと思うのだけれども、カウントダウンボード。あれの活用というのは、その後もう廃棄しちゃったのだろうか。さっぱりその後見えないので。やはりせっかく駅前の工事の関係も綺麗になって、駅広の工事だけでいま止まっていますから、あそこに持ってきてボードで新幹線のPRをするというのはどうなのだろう。それとも、もう処分しちゃったのであればやむを得ないけれども、何か前はいろいろ活用できるという話を聞いていたのですけれども、その後どうなったのかまずちょっと。

**平野委員長** 丹野室長。

**丹野新幹線振興室長** カウントダウンボードにつきましては、木古内郵便局の北側に設置しておりまして、駅前広場の工事に干渉しないような形で、いまでもちょうど駅の利用者の通路の真横に設置をしております。9月の上旬には、開業日がおそらくJRの社長の定例会見が9月に予定されておりますので、その時におそらく開業日が発表されるというふうに我々も想定しております。その時には、カウントダウンをスタートさせたいというふうに思っております。

それから、12月になりますと今度木古内駅の新幹線のダイヤが発表されます。その段階で、カウントダウンボードにつきましては、時間まで表示できるような形になっておりますので、その段階では一番列車到着までの時刻をカウントダウンするというので、設置の時は除幕式ということで活用させていただいたのですけれども、開業日発表・ダイヤ発表と2回またカウントダウンボードが目される機会が出てくるかなと思っておりますので、我々もマスコミさんをはじめとしてそういったイベントの周知は図ってまいりたいというふうに考えております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** この開業イベントの中でいろんな事業を取り組んでいるわけですし、予算規模にしても1,000万円規模の事業展開をしていると。何かやはり町民、例えば町外から見ても目玉的なものが何か少ないようなイベントで終わっているような気がする。ですから、新幹線の木古内から東京までのチケットをペアで何かのクイズだとか、それとも何かの抽選会でやはりそういうものを当てる。そういうのがすごく、やはり町民だとかサイドからすれば魅力なのですよね。そういうこともちょっと取り組めないのかなという単純な発想なのですけれども、せっかくハッピーも作りましたし、もっともっとやはり活用。イベントだけでなく、あのハッピーについてもいろんな部分でやはり活用してほしいというのが一つの要望です。その辺、何かチケットが当たるようなクイズだとかそういう抽選会みたい

なそういうことを企画できないかなというふうに思っているものですから、その辺について如何ですか。

**平野委員長** 丹野室長。

**丹野新幹線振興室長** いまお話のございましたチケットのプレゼント企画についてでございますが、いま8月の末で終わりますけれども、今別町さんとの間で小さいまちキャンペーンというのをやっておりますけれども、これは奥津軽今別木古内駅人口が少ないまち新幹線が通るまちで、人口が少ないまち一番目・二番目ということで、それを逆手に取ったキャンペーンなのではございますけれども、停車本数を当てるというキャンペーンなのですが、そちらの当選者のかたには東京までの往復の新幹線のチケットが当たるというような企画をもうじき応募が締め切られるというのが一つあります。

それから、来年度に向けましては、開業後の利用促進という観点から、そういった実際に開業したあとのチケットをプレゼントをするといったような企画も考える予知はあるのかなというふうには思っております。

それから、ハッピーの活用についてでございますが、この間の木古内咸臨丸まつりが実質的なデビュー戦という形だったかと思うのですが、その前段で今別町の荒馬まつり、それから五所川原の北海道青森のキャンペーン、あるいは畑中主査とかにも行っていただいているのですが、キーコに仙台出張をしていただいておりますので、そういった場面。東北を含めてハッピーはプロモーションに活用させていただいている状況です。これは、当然開業日まで続けるつもりでありますので、それから観光協会さんでも同じデザインで町が30着、観光協会さんでも20着、同じデザインで作っていただいておりますので、もちろん町内の各イベントでも着用していただくということをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**平野委員長** 佐藤副委員長。

**佐藤副委員長** ここでようやく新幹線の開業実行委員会というような行事がいろいろ出てきたように思われるわけでございます。既に私もこれは開業に向けては、単なる簡単なお祭り行事だけではなく、やはり今後も残るような事業を展開してもらいたいなというようなことで、2年ほど前に一般質問におきまして植樹祭をどうかなというふうに町長に提案したわけでございます。町長は「まだ実行委員会ができていないようですので、今後十分に検討させていただきます」というような答弁で終わっているわけでございます。その後、北斗市などは既に記念事業に植樹祭をというようなことも聞かされております。今後、この植樹祭ということは、この実行委員会で検討する予知があるかないかちょっとお伺いしたいと思います。

**平野委員長** 丹野室長。

**丹野新幹線振興室長** 今年度の事業で植樹祭ということは考えてございませんが、函館トヨペットさんから植樹用の木をツツジをお預かりしております。新幹線駅の北側のアクセス道路の植樹帯にそちらの木を植えさせていただくことを計画しております。ですので、実行委員会の事業としては来年度の事業になるかと思っております。

**平野委員長** その他、ございますか。

終わったことなのではございますけれども1点、教育体感ツアーこちらについては担当が観光協会ということではございますけれども、観光協会を通じて体験観光の推進委員会が主体となってやった

のですけれども、これは行政としては「予算をお渡ししますのでこれをやってください」とお任せみたいな流れだったのですか。それとも、募集も含めて何か携わったとかあるのでしょうか。

丹野室長。

**丹野新幹線振興室長** 主催については、木古内町の開業記念事業の実行委員会で主催をしております。これは、もともと夏イベントに位置付けられていたものでして、秋田県についても新青森からアクセスが良くなるということもございますので、こちらのほうの企画をうちのほうでやっております。ただ、募集とかに関しましては、体験観光の協議会のほうでやっていただいております。それは、秋田県大館市のキーパーソンであるかたが五十嵐さんというかたなのですけれども、これまでも体験観光で木古内町に小学生をたくさん連れて来ていたかたでございまして。そういった人のつながりもございまして、そういった部分については、観光協会さんのほうにお任せをしておりますが、事業としては実行委員会の主催事業としてやらせていただいております。

**平野委員長** というのが、これ前回いただいた資料を見て記念事業一覧を見ると、東北の小学生。東北の方々に幅広く木古内を周知させるためのと感じたのですけれども、実際はいままでお世話になっていた五十嵐さんを通じた、いままで来ていた子ども達の延長のかなというふう感じたものですから、もう少しせっかくですからいままで来ていない方々に幅広く宣伝をできればもっともっと木古内町を知らない人達に木古内町をわかってもらえたのかなど。予算 30 万ですから、来る子ども達は限られていますからあれですけれども。答弁はいいです。

その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして、まちづくり新幹線課の調査を終了いたしたいと思っております。

まちづくり新幹線課の皆さん、大変お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3 時 12 分**

**再開 午後 3 時 19 分**

#### (4)その他

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の調査事項には記載しておりませんが、その他ということで、総務課よりマイナンバー制度施行に伴う条例等の整備についての説明をいたしたいということですので、お受けいたしました。

早速、資料を配付しておりますので、説明を求めます。

総務課長。

**山本総務課長** それでは、資料についてこれからご説明をいたしますが、まず私のほうから条例制定及び改正の趣旨ということでございまして、資料の 1 ページのほうに若干記載

をしております。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「番号法」。)が公布され、この番号法に基づくマイナンバーの利用に関しては、一定の制限のもと、地方公共団体が定める条例に委任されるということになりました。

そのため、当町におけるマイナンバーを利用する事務及び範囲について、必要な事項を定めることと、また、既存の条例・規則等に生じる影響について洗い出しを行い、制度開始までに整備をしまいたいというふうに考えております。

詳細の説明につきましては、幅崎主査のほうから説明をさせますので、よろしくお願いたします。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** 私のほうから条例制定と改正について、法整備の趣旨について説明させていただきます。

資料は 1 ページ目になります。

まず、条例制定の必要性についてですが、国の施策でありますマイナンバーの利用方法につきましては、国が定める事務に限定されておりますが、各自治体の事情により、その事務に類する事務にマイナンバーを利用する場合、このことを「独自利用」と言いますが、この場合につきましては、番号法により地方公共団体が定める条例に委任することとなっております。

資料 1 ページの下段の四角の囲み部分なのですが、番号法関係の規程の抜粋を掲載しております。9 条の第 2 項には、この類する事務を条例に既定する旨の説明があります。また、19 条の第 9 号には、同一の地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供に関する規程が定められております。

資料 2 ページをお開き願います。2 ページの上段に①から③まで記載しておりますして、当町ではこの三つの条件のうち、①の個人番号の独自利用と、②番の独自利用に関する役場内、庁内の連携について条例を定めておくことが必要となっております。③の他の機関、うちでいうと教育委員会になりますが、そちらへの情報提供については、現段階では実施する見込みがありませんので、関連規定を条例に盛り込む必要はございません。

新規条例の内容についてなのですが、名称はいまのところちょっと長いのですが、「木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」としてありますが、後段の特定個人情報の提供に関する定めが教育委員会と町とのやり取りが不要になれば、名称は若干短く修正する可能性がございます。

資料 2 ページの下段のほうになります。現在のところ、当町でこの「独自利用」にあたるのは、「ひとり親家庭、重度心身障害者、乳幼児等」の各種医療費助成事務となっております。

これらの医療費助成事務の事業につきましては、全国の自治体で幅広く行われており、当町だけの別に特別なものではございませんが、都道府県が所管となっている事業であるために、国が定める法定事務には該当しないとそういうことで、独自利用ということになっております。

3 ページをお開き願います。3 ページの上段のほうに③として先ほど説明させていただき

ました、同一の地方公共団体におけるほかの機関、教育委員会と町長部局です。こちらの情報提供の例を載せておりますが、これはあくまで利用とする場合の参考例で、当面のところ当町ではこの件に関しては規定をしないということで考えております。

3 ページ目の中段になります。

既存の条例改正の必要性についてなのですが、条例改正は3本予定しておりまして、④番は規則となっております。

まず①番の「木古内町個人情報保護条例」の改正についてなのですが、これは新たに利用することとなります特定個人情報。これは何かと言うと、ひとことと言うと、マイナンバー個人番号を含む個人情報のことを特定個人情報と言います。これが、通常の個人情報よりもさらに厳格に取り扱うことが求められておりますので、その内容をこの条例に盛り込むとしたものです。

②番の「木古内町情報公開及び個人情報保護審査会条例」こちらにつきましては、特定個人情報の取り扱いに関して、第三者機関の意見を聴く必要が生じた場合、その内容を審議する諮問機関が必要となります。こちらの諮問機関につきましては、既存の個人情報に関する諮問機関をそのまま活用したいというふうに考えておりますので、当審査会の規程の中にマイナンバーに関する内容を盛り込む改正となります。

続きまして、③番の「手数料条例」についてなのですが、戸籍の窓口で10月に付番をして交付されることとなります通知カードと、求めに応じて交付される個人番号カード。こちらの2種類のカードにつきましては、両方のカードとも最初の初回の交付の手数料は無料なのですが、本人が無くしてしまっただとか紛失した場合に再交付を求めてきた場合に、その場合には有料ということで通知カードについては500円、個人番号カードについては800円と再交付の手数料を定める予定としております。

④番のその他につきましては、今回この常任委員会のほうで定例会の前に説明をさせていただきたいとしていたのは、当初条例の洗い出しによっては、相当数の改正が本数があるのではというふうに思っておりましたが、その多くが規則、特に様式関係です。様式関係の改正がすごく多かったために、条例としてましては新規条例1本と改正が3本と本数は少なくなりましたが、それ以外の規則改正等が相当数がありまして、こちらが資料に記載のとおり、要綱12本、ほか計27本規則等の改正を見込んでおります。

3 ページの一番下になりますが、施行期日としまして、個人番号の付番されることし10月から実際の利用がはじまる来年の1月1日までの間に、それぞれ必要な時期の施行を予定しております。

そのほか、自治体間の他市町村との情報連携が平成29年の7月からはじまる予定でありますが、そちらのほうの国のほうの制度の詳細が明らかになる進捗度合いによっては、今後12月定例会等でさらに条例の一部改正が想定されますので、ご承知おき願います。

私からの説明については、以上です。よろしくご審議をお願いします。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

又地委員。

**又地委員** 過日、新聞に報道が出ましたけれども、マイナンバー制度に関して随分国民から周知するその理解がされていないということで、半年から1年くらい先送りになるという記事が出てあったのだけれども、その辺はどうか。



**平野委員長** 総務課長。

**山本総務課長** ただいまの件につきましては、年金の情報の流失ということでの新聞報道だというふうに理解しております。付番と施行ということで、ことしの10月1日の付番、それから利用開始の明年1月1日からの利用開始。これについては予定通りということで、このマイナンバーとその他のいまで言う年金との連結をさせるというこれを予定よりも半年から1年先送りをしたほうがいいのではないかなというふうなことの新聞報道というふうに理解しております。いまはスタートは、「スタートします」と。そのほかの業務については、若干遅れて運用を図っていくというふうに理解しております。

**平野委員長** その他、ございますか。

新井田委員。

**新井田委員** いま、総務課長からちょっと縷々ご説明がありました。10月から発行で来年1月から実施ということですが、いま言ったように新聞紙上でいわゆる年金絡みの情報漏れ。これが非常に重要視されていまして、いわゆるコンピュータ扱いという形に当然なるでしょうから、そのシステムの業務の中でいわゆるハッキングやら情報漏れが出ないようなもちろん対策はされていると思うのですが、非常にやはりここに書いているとおり、「厳格な扱いをしなければいけない」と。そういう状況の中で、ある程度やはりそういう状況にあった必要なコストがかかってくるのかなとそういう意味合いで、今後予算的な部分でどんな考えをもっているのか。いわゆる情報防衛だとかそういう流れの中で、そこまで行政としては考えて、いわゆる補正でも何でも出す気構えがあるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいです。

**平野委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** 新井田委員のセキュリティの関係なのですが、予算も含めてということで、現状うちの町の電算関係のセキュリティ部門対策につきましては、年間140万円程度毎年度計上しておりまして、これは庁内で利用するインターネットの回線と税情報だとかそういった特に重要な情報を扱う回線を全く別にしてセキュリティを行うことで、既にマイナンバーの制度が導入される準備がはじまる以前からそういった対策としては、国が指針を出している条件に合致したセキュリティ対策をしておりますので、今後新たにマイナンバーに絡んでセキュリティ対策を強化するための予算というのは特に見込んでおりませんが、既存の予算で十分対応できるというふうに考えております。

**平野委員長** その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上で総務課マイナンバー制度施行に伴う条例等の整備についての説明と質疑を終了いたします。

総務課の皆様、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時32分

**再開** 午後3時34分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

9月定例会前の最後の常任委員会ということで、9月定例会に提出いたします閉会中の所管事務調査についてを議題に皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

事前に事務局と相談をしまして、1番の総務課から7番の病院事業まで調査事項、継続がほとんどですけれども記載しました。

調査事項の項目について、全体をとおして、きょうの常任委員会を含めまして、どなたか追加あるいはこれはいらぬのではないかという意見があればいただいて、それを参考にさせていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

又地委員。

**又地委員** これは、9月定例会から12月までの間の事務調査の項目。その前に9月定例会に常任委員会としての事務調査報告はないのかな。

**平野委員長** きょうの終わってから考える予定です。

内容が何回もないからそんな濃い内容はないのですけれども、何かかにかはちょっと。

竹田委員。

**竹田委員** 4番の産経はこれしか事業なかったかな。まだあるよね。

**平野委員長** もっと言うと、新しい漁業関係のやつだとかはこだて和牛だってどうするのだとか。

竹田委員。

**竹田委員** それの途中経過含めたいろいろ議論しなければならない。

**平野委員長** まだ視察に行っていないよね。

又地委員。

**又地委員** この中に不足というのは、経済団体の事務調査は入れないのかな。

**平野委員長** あれは、意見交換にしたのですよね。

思っただのが、この担当課は付いていませんけれども、町民課のきょうの話で空き家の部分は、この3か月ではどうとも変更ないですかね。無理ですかね。

竹田委員。

**竹田委員** 町民課はもう危険家屋だから。

**平野委員長** 進捗と言っても進まないですよ。

事務局長とも相談したのですけれども、まち課の要は一番上の人口減少対策についてとあるのですけれども、項目が大きすぎて小分けにすると5個も6個もなるのですよね。だから、わかりやすいようにこの中に記載したほうがいいのかと思うのですよね。例えば、まち・ひと・しごと創生もあればあれだし、移住定住、少子化対策、企業誘致。もっと言うと、この間の一般質問をした木古内町サポーター制度も秋までに答えを出すと言っているし。だから、全部まとめて人口減少対策についてと。これでもう事務調査の半分くらい占めていると思うのだけよね。

又地委員。

**又地委員** やろうと思えば、きょうやった10月に出てくるとかあったよね、部落のところから。それは逐一、委員会に出してもらわないと困る。

**平野委員長** それが空き家なので、人口減対策についての中身なのですよね。

又地委員。

**又地委員** きょうやった戦略あるでしょう。それは、もうできた部分だけどんどんどんどん出してもらわないと乗り遅れる可能性が出てくる。

**平野委員長** それもこの人口減少対策についての中なのですよ。きょうもそうだったから。だから、項目が多すぎるのです、人口減少対策についての。こっちのほうもわけがわからなくなる。項目が多すぎて記載しておかないと。それはいまの話すテーマじゃないのですけれども。

産業経済課の新規事業についてちょっと、ヒジキの進捗状況を含めて、追加したいと思います。あまり増えると9月から12月までに収まるのかという問題も出てきますけれども、どうしてもやはり必要なものは常任委員会ことし1年で20回ぐらいやるつもりで。

本当は前の資料を見ると、10月・11月ぐらいに税務課の税の収納状況についてというのが入って、また1月・2月に継続でやっているのですよね。途中経過を今頃、この真ん中ぐらいにやるのじゃないですか。

又地委員。

**又地委員** 収納状況はやっている。9月に監査委員からの所見だとか、滞納どうのこうのと決算で出てくるでしょう。だから、途中で1回やっている、収納状況どうのこうのというのは。やったほうがいい。

**平野委員長** 事務局長。

**吉田議会事務局長** 監査委員さんでも出てくるのですよね、定期監査で税務からの。これからの定期監査の中で、これから話しをしなければならぬのですけれども、いつも税だとか使用料だとかそういうのはやっているのです。

**平野委員長** 4番・5番・6番・7番の病院の包括ケアも、これ3月から6月までも入っていて、今回まだ継続ということで入れているやつですね。

事務局長。

**吉田議会事務局長** 6月から9月まで。

**平野委員長** 6月から9月まで、終わり切れずに継続して入れている部分です。建設水道課の簡易水道への移行については、まだ全然出てこないね。

そうしましたら、いま記載の部分プラス産業経済課だけ1点追加して、その他このままでよろしいですか。ヒジキとかの進捗状況、ことし新しくヒジキの施設等の新規事業で出た関係の。

そのようなことで、皆さんに事前に配付した事務調査については、産業経済課の漁組の関係の新規事業、ヒジキの施設等の研修に行ったその後施設をどうするのか進捗状況についてという部分を表題を上手く考えて載せたいと思います。

その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、第6回総務・経済常任委員会を終了いたします。

皆さん、長時間にわたりまして大変お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、山本総務課長、若山建設水道課長、木本（邦）主査、小田島主査  
吉田町民課長、片桐主査、福田まちづくり新幹線課長、丹野新幹線振興室長  
加藤（隆）主査、中山主査、畑中主査、福井主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志